

平成 25 年多賀城市議会決算特別委員会会議記録（第 3 日）

平成 25 年 9 月 18 日（水曜日）

◎出席委員（18 名）

委員長 根本 朝栄

副委員長 森 長一郎

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

松村 敬子 委員

阿部 正幸 委員

雨森 修一 委員

吉田 瑞生 委員

昌浦 泰己 委員

竹谷 英昭 委員

板橋 恵一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 片山 達也

建設部理事(兼)建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一
市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 郷家 栄一
管財課長 柴田 吉博
総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 小野 史典
総務部副理事(兼)交通防災課長 角田 三雄
市民課長 菊田 忠雄
税務課長 鈴木 利秋
収納課長 木村 修
農政課長 浦山 勝義
商工観光課長 鈴木 良彦
保健福祉部副理事(兼)こども福祉課長 但木 正敏
保健福祉部副理事(兼)健康課長 長田 健
保健福祉部副理事(兼)介護福祉課長 松岡 秀樹
保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 高橋 信子
社会福祉課生活再建支援室長 阿部 英明
建設部副理事(兼)市街地整備課長 根元 伸弘
建設部副理事(兼)復興建設課長 熊谷 信太郎
道路公園課長 加藤 幸
会計管理者 紺野 哲哉
会計課長 小野 一雄
監査委員事務局長 佐藤 利夫
教育委員会教育長 菊地 昭吾
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃
教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 麻生川 敦
生涯学習課長 武者 義典
文化財課長 加藤 佳保
選挙管理委員会事務局長 今野 淳
水道事業管理者 佐藤 敏夫
上水道部次長(兼)管理課長 阿部 博光
◎事務局出席職員職氏名
事務局長 伊藤 敏明
参事(兼)局長補佐 長瀬 義博
主事 熊谷 路子

午前9時55分 開議

● 議案第71号 平成24年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について

● 一般会計

● 主要な施策の成果 質疑

● 政策1～政策2 質疑

○根本委員長

おはようございます。

5分ほど前ではございますが、全員おそろいでございますので会議を始めます。

ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

それでは、引き続き議案第71号 平成24年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定についてを議題といたします。

きのうに引き続き主要な施策の成果の政策1から政策2までの質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

○森委員

おはようございます。まず、7-1の157ページ、自主防災組織支援事業、関連して災害用備蓄品整備事業、これがまず1点。そして、7-2の248ページ、市立保育所運営管理事業、それから308ページの小学校理科支援事業、3点お伺いしたいと思います。

まず、1点目でございますが、自主防災組織……。

○根本委員長

森委員、308は……。

○森委員

まだ。ごめんなさいね。

○根本委員長

248ページまでにしてください。政策3になりますので。

○森委員

あ、そうか。ごめんなさいね。最後のやつはカットさせていただいて。済みませんでした。まず、自主防災組織支援事業につきまして、災害備蓄品と多分これは関連するんだろうなというふうに思います。なぜかと言いますと、防災リーダー、取り急ぎ組織率が震災もあってというふうなことで、逆に震災があったからこそどんどんこれは推し進めていかなければいけないというふうに思います。なぜかと言いますと、備蓄品の管理は誰がするのかというふうなことを明確にしていけないといけないのではないかなというふうに思います。この辺についてお伺いします。

○角田交通防災課長

備蓄品の管理の明確化ということなんですけれども、まず多賀城市としては今回の震災を

踏まえまして約 1 万 2,000 人の避難者がいたということで、その 3 日分に対応すべく食料としているわけですけれども、各地域においては一時的に各町内会集会所等、一番近くの避難場所に移動、避難するということから、やはり地区、共助の中で何をどのぐらいのものを備蓄したらいいかということをお願ひしたいと。その辺も防災リーダー講習会の中などで基本的なことを啓発してまいりたいというふうに考えてございます。

○森委員

防災リーダーと区長さんが大体ペアで出席されることが多いと思うんですが、会議等では。そのときに出席されない地区も多々あると思うんですが、その辺にしましてはきちんと暫定的に防災リーダーを決めておく。区長さんであり、それが非常に大切なのではないかなど。誰が管理をするのかでまちまちになっては困るというふうなところがあると思うんですけれども、その辺具体にお願いします。

○角田交通防災課長

震災時を除きまして毎年開催しているわけですけれども、今委員がおっしゃったように町内会の会長さん、もしくは防災部長さんのような方が最初のころは多かったような模様でございますけれども、積極的な行政区は新しい方、まだ受講していない方、それから町内会の役員さんもかわられているということで、新しい役員さん等、適宜その新しい方が来ている区もございます。1 回だけであと来ないという区もございますけれども、こちらとしてはできるだけ受講していない方は積極的に受講をお願いしたいということで御案内しているところです。

○森委員

そうですね。震災のそれこそ被害を受けられた地区もそうなんですけれども、だんだん風化していくとまた薄れてしまうというふうなことです。実際、この辺のところはきちんと必ず出席するよというふうなことは必要だと思います。どなたかは必ず出席してくださいというふうなことで、備蓄倉庫もこれでできたのかな、全部。そうですね。できたことですし、誰が管理するのか、その今度は入れかえも出てきますので、ぜひその辺のところもきちんとした、人材は多分豊富だと思いますので、あとは働きかけだと思います。ひとつよろしくどうぞお願いしたいと思います。

2 点目です。市立保育所運営管理事業です。

昨日来、保育所、桜木保育所について話題に上っておりました。以前にこども園というふうな考え方があったと思うんですが、その辺のところはどういう話になっているんでしょうか。

○但木こども福祉課長

桜木保育所の運営に関しての御質問ですけれども、これから新制度に移行するというふうな形で、幼保連携型の認定こども園、あるいは幼稚園型、保育所型というふうなことで 4 類型に分かれる、それプラス既存の保育所、幼稚園という形で施設類型が存続するというところでございまして、その選択肢の中の一つとして認定こども園というものも運営方法の選択

肢の一つとして現在検討しているというふうなところでございます。

○森委員

災害公営住宅、来年秋口に完成です。それまでは多分形をつくっていかなければいけないんだろうなというふうに思います。各民間の幼稚園が母体となってくると思うんですけども、ないし新たな企業があらわれるかどうかわかりませんが、その辺の情報収集等は行っていらっしゃるのでしょうか。

○但木こども福祉課長

いずれにしても、平成27年度の開園ということからしますと、今年中には一定の方向性を決めなければならないというふうな状況にございますので、その辺踏まえて早急に、情報収集も含めまして早急に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○森委員

待機児童ゼロを目指してこうやって計画を立てていらっしゃると思うんですけども、こども園も本当に一つの考え方、一つの方法だと思います。ぜひ来年公営住宅が入居が始まった段階で、同時に開園ができると、そういう形のほうが非常にいいのかなというふうにも思いますので、ぜひその辺のところは我々と協議をしていかなければいけないんでしょうけれども、詰めていただければなというふうに思います。お互いこれ理解をしていかないと、民間の幼稚園さんとか企業さんともお話をしていけないといけない問題なので、ぜひいい方向で待機児童ゼロを目指してお互い頑張っていきたいと思います。以上でございます。

○戸津川委員

それでは、284ページ、生活保護扶助事業について、まずお伺いをいたします。

ことしの8月から基準引き下げによって減額をされながら生活保護を受けている方の生活がますます厳しくなっていくというふうに認識をしております。今、8月以降、全国では不服審査請求というものが7,600人ほど出されているということですけども、多賀城市においてはそのような不服審査請求というものを受理された例はありますでしょうか。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

今の御質問、けさの河北新報にも載ってございましたけれども、多賀城市での審査請求があった事例はございません。

○戸津川委員

これはやはり大変声を上げにくい人たちだろうと思います。大きなバッシングがありましたし、そういう中で本当に困ってどうしようもなく、多賀城市にはいらっしゃらなかったにしても、この7,600人という、これは少なく見積もってと新聞には報道してありましたけれども、そういう数が出てきたということは本当に深刻に受けとめなければならないと思います。

そこで、私の疑問は、まずケースワーカーさんという方が7人いらっしゃるしまして、全体が448世帯になっておりますので、1人当たりいたしますと、ケースワーカーさん1人

が 64 世帯の方々の単純に計算しますとそれくらいの世帯の世話をしてくださっているというふうに感じます。全国ではいろんな事故が起きておりますね。本当に悲惨な事故が起きておまして、ケースワーカーさんはさぞや神経を使いながらお仕事に当たられているんだと思うんですけども、ケースワーカーさんというのは何か特別な資格をお持ちの方がなっているのでしょうか。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

社会福祉主事の任用資格を持っている者が望ましいということで、多賀城市のほうではそういう資格を持っている職員を極力そのケースワーカーとして充てているという状況でございます。

○戸津川委員

7人全ての方がそういう資格を持っているというふうに認識してよろしいでしょうか。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

7人中6人が社会福祉主事の任用資格を持っているということです。

○戸津川委員

わかりました。そういう中でもやはり神経を使うお仕事ですので、研修といいますか、そういうものも大変重要なのではないかと思いますけれども、ケースワーカーさんの研修の機会というのはどのように保証されているのでしょうか。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

全国規模での研修とか、宮城県の研修とか、そういったことにつきましては積極的に参加をするというのがまず基本でございます。それだけではなくて、うちの事務所としましては、毎月1回は係内の会議を持ちまして、その中で1カ月のそういった振り返りを行うというような形をしていますほか、いろいろそのケースの処遇に関していろいろ疑問だったりだとか、そういうこともありますので、ケース会議というのを開きまして、そのケース会議の結果については当然福祉事務所長たる保健福祉部長まで入った形で報告を、それ全部入るわけではなくて、超難解というケースだと入ったりとかいうことで、それも一つの研修というふうに捉えておりますし、あとは日々のケースワークをして帰ってきたときに「こうなんだけれどもどうだろうか」というそういういわゆるOJTといいますか、そういったことも行いながら、やはりその資格は持っていても、いろいろ本当に相手も100人いたとして自分が60人持っていたとしたって、ほかの人の60人と全く違ったりとかというのが本当に実態でございますので、そういう形でみんな資質の向上に努めているということでございます。

○戸津川委員

私の問題意識は、余りにもその1人の方に60人というのは過重ではないかと思うんですけども、これはもちろん国の基準があるんだと思いますけれども、国の基準ではどのようになっているのでしょうか。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

社会福祉法という法律がございまして、その第 16 条に、市の福祉事務所にあつては、240 世帯までは 3 人置きなさいと、以下 80 世帯ふえるごとに 1 人ずつふやしなさいということなので、三八、二十四ということですから 80 世帯に 1 人ということで基準ではそういうふうになってございます。

○戸津川委員

その基準をどう捉えるかということですが、国の基準はもちろん満たしているとはいえ、やはり私は過重な負担がケースワーカーさん 1 人にかかるとはいけなと。そのケース会議を開いてくださっているというので、毎月、毎月のその場を大事に、また、その実質的な実のあるものにしていただいて、やはり抱え込んでしまったり、そういうことがないように共通の認識で事を運んでいくというふうなことが大変大事だと思いますので、今後そのことはよろしくお願ひしたいと思ひます。

就労支援員とか生活相談員というものも新しく配置されているようですが、この方々の資格はどのようになっているのでしょうか。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

特別、例えば先ほど申しました社会福祉主事の任用資格だとかということではないんですが、その道に専門的な経験を有していたりだとか、そういう方々をお願ひしてございます。本当に今お話あったとおり、ケースワーカー一人一人の負担は本当に大変なところがございまして、例えば導入の部分での相談だとか、そういったところはその生活相談員が一手に受けて、そこでいろんなそういうような経験、これは元職員がやっているんですけども、福祉にいろいろ精通した職員がお話を聞いていろんな制度を紹介するだとかということをすることによって、ケースワーカーの負担を軽減するとか、あるいは就労支援員につきましては、専門でその就労専門にいろいろ支援をしたりだとか、ハローワークとの調整をしたりだとかということ、そのケースワーカーも当然一緒なんですけれども、そういう専門知識がある職員がいることによって、この間の報告にもさせていただいたように、20 人の方がそういう形で就労による支援を果たしているということもありますので、それは非常に有効であるというふうには考えてございます。

○戸津川委員

有効に就労支援という名のとおりの、やはり支援をしていくという立場でやられていくということですね。特にお願ひをします。というのは、私どものところにやはり就労支援が余りにも強過ぎて、そのために鬱病とまではいきませんが、すっかりやつれてしまったというような方が二、三、私どものほうには相談に見えております。私は熱心にやられることにそれは異議を申し述べたそういうつもりはないんですけども、やはり支援するという言葉のとおりにより支えてあげることが基本であつて、それが強制になつてはせつかくのその就労支援員さんのお働きが無駄になってしまうと思ひます。ですから、極力その人の内情をしっかりと寄り添っていただいて、無理をさせないということが私は非常に大事だと思います。そういうことがもとで事故になつたりということがあつては、お互い

に大変不幸だと思います。ですので、就労、名のとおりやはり支援するのであって、強制するのではないんだということをぜひ、強制しているおつもりはないんでしょうけれども、そういう事例がありましたので、このことはぜひ気をつけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

本当におっしゃるとおり、基本は押しつけじゃなくて支援でございます。ですので、無理やり、何かちょっと御質問とかお話だと、無理やりその仕事をさせようとしているというようなことで、けれどもやはりどんな仕事が合うのかといういろいろやはり適性ございますので、そういう意味ではハローワークの中でどういうふうな仕事を探したらいいのかとか、あるいは面接どうしたらいいんだとか、あとは履歴書どう書いたらいいんだとかと、そういうような支援をしているわけで、働きなさい、働きなさいというようなことは一切してございません。

また、これ25年度のこと、24年度決算でごめんなさい。25年度の話なんですけど、やはりその支援の一環としまして、例えばハローワークに行っても途中で何時間も待たされるということがないようにということで、25年から生活保護受給者等のその自立支援に関する協定をハローワークと結んで、ハローワークに個別の担当の方を置いていただくというか、その方が継続的にやっていただけるような形にそういうふうな改良というか、ということの支援も新しくやっていますし、もう一つは遠い、ハローワークが遠いというようなこともございまして、行くのも大変だという声もあったので、これ今度は多賀城市には地域相談、職業相談室というそういう資源もございますから、そこで同じようなことができないだろうかという相談をことしさせていただいて、7月から今度はその地域相談室のほうでも同じようなそういう支援を受けられるようにするというような形でもいろいろと工夫してございます。そういうことも御理解いただければなというふうに思っています。

○戸津川委員

ぜひよろしくをお願いします。

最後ですけれども、実は生活保護を受けられている、保護を受ける段階で貯蓄などがあると通らないというようなこともありまして、ほとんどの方は貯蓄はないというところで、最低限度の生活をするだけのお金を受けているわけですけれども、そういう中で生活の中で何かが生活必需品が故障したとか、私の知っている方はお布団がもう壊れたんだけれども、お布団を修理する、新しく買いかえるお金がないんだと、そういう状況もお聞きをしたりしたことがありますけれども、特にこの高齢の方ですと、夏の暑いときに例えばクーラーが壊れてしまったとか、そういうときに保護の人も使える、生活保護制度の中にはないんだけれども、保護の人もどうぞ申請すれば使えますよというような貸付制度があるとお聞きしたんですけれども、そういう貸し付けはどこでどのようにやられているんでしょうか。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

貸付制度、何があるかという御質問なのですが、例えば社会福祉協議会で行っています生活

安定資金、これは5万円限度なんですけれども、保証人1名ということで無利子というような形でのものはございます。そういう制度がございます。

○戸津川委員

その貸付制度でお借りしたお金は、収入認定はされませんか。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

収入認定はされません。

○戸津川委員

そのことを保護を受けられる段階で周知してほしいんですよ。保護を新しく受けられる方はそういうこともおわかりにならないと思います。それで、本当にせっぱ詰まってどこからもお金も借りられないと本当に追い詰められてという状況を私たちのところに状況が来ます。ですから、そういう貸付制度があるんですよということ、しかも無利子ですよということ、ぜひ認定なさるときにそういう教えてあげてほしいというふうに思いますが、そのことは徹底されているでしょうか。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

この件については、先ほど言いましたその生活面接相談員がそういったいろんな最初の段階で諸制度を説明したりとかするし、当然日々のケースワークの中でもしますけれども、逆にとても大事なことは生活安定資金と言いましても、これ借金なんですね。結果的にはそれを返さなくちゃいけないということになります。我々大事にしているのは、これは生活保護の60条の中にも決まっているんですけども、生活上の義務ということで、その生活保護費最低それは全部消費しなさいということではないんですね。やはりその日々のいろんなことに予測しながら、例えばおっしゃった故障だとか、そういったことのために少しずつでも貯蓄していきましょうよというようなことがそれが決まっているんですよ。我々もそういう形で給料全部使い切らないでやはりそういったことのために貯めているのと同じようにしていきましょうということ、そちらの指導といいますか、支援のほうを大切にしているということです。その中でも例えば突発的に火災であるとか、長期入院に至って、そして家を追われて新しく何かそういうところに行かなくちゃいけないというときには、制度としてそういうふうに支給することもありますので、そういう形でやはり日々その人、その人の状況と一度相談しながら対応しているということなので、当然そのいろんな諸資金の制度も説明していますけれども、基本はやはりそういうことに備えるようにしていきましょうねというのが基本ではないかというふうに私たちは考えてございます。

○戸津川委員

私たちがそのようになることが理想だと思いますけれども、その制度を知らないために追い込まれるということももちろんあると思うんです。ですから、頭の隅にそういうものが最後はあるんだということを知っておくことは、例えば命を救うことにつながるかもしれないという意味で、私はぜひそのことも余り、返さなくちゃいけないということで余り利用する方はいないかもしれませんが、それで助かったという例もあるわけでございますの

で、そのことをしっかりと伝えていってほしいと思います。

次に移ります。321 ページから 2 ページにかけて、就学援助の問題についてお聞きをいたします。あ、ごめんなさい。行き過ぎましたね。済みません。

○米澤委員

私は、7-2 の 238 ページ、がん検診、238 ページです。がん検診推進事業になります。主要な施策に関する報告書だけですよね、質問できるのは、ですよね。これだけですよね。

（「いや」の声あり）大丈夫ですか。（「これも決算ですから。かかわる平成 24 年度中の事業にかかわることは何をお聞きになっても結構です」の声あり）はい。

では、その前に 1 点、きのう竹谷委員のほうから多賀城市における鉄くずの売り払い状況について質問があったと思うんですが、それに関連したちょっと質問でよろしいでしょうか。（「はい、どうぞ」の声あり）

きのうちょっと私のほうで資料をいただいたんですが、23 年度と 24 年度の収入といわゆる内訳なんです、車両とバイクと、それからほか木くず関係がその収入等得ているということだったんですが、実際に家屋解体に対してのその非鉄というのがちょっとその中に、分類の中に内訳の中に入っていなかったもので、これに関してはどうなるんだろうというふうに私ちょっと疑問があったので、それを伺いたいと思います。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

非鉄と申しますと、木くずとかということでよろしいでしょうか。

○米澤委員

非鉄というのはいわゆる解体で起きるアルミとか、それから銅線ね。電線とか、あの辺関係も全部それに入るのではないのでしょうか。分類の中には。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

勘違いいたしました。基本的にこの鉄くずの中にアルミとか銅線全て分けて売却しておりまして、合わせて鉄くずとして計上しているものでございます。

○米澤委員

実際にはアルミと、それから鉄くずというのは実際には単価的には私違うと思っていたので、その辺も合わせてその辺の収入的に格差があったのかなと思ったので、ではその中に全部含まれたという計算でいいんですね。このいただいた資料というのは、はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、先ほどに戻ります。

がん検診推進事業なんですけれども、きのうは予防ワクチンについて随分いろんな意見がありました。確かに私もその予防ワクチンについては自分は賛成の立場だったんですけれども、副作用についてそんな思いをされるというのは本当に大変なことなので、しっかりと検証した国の検証というのが必要だと思います。その中で、今回子宮頸がん検診というのが本市でも行われています。20 代、20 代の中で 20 歳、25 歳、30 歳、35 歳、40 歳の方々が対象になっています。それに対して一番受診率が高い年齢層というふうに分けてい

るかどうか、今そういったデータがあるか教えていただきたいと思います。

○長田健康課長

データとしては持っておりますが、ちょっと手持ちにはございませんので、この場ではお知らせすることができません。申しわけございません。

○米澤委員

それでは、今のその1次検査として、細胞診ですよ、今やっているのが。多分それと併用して、例えばそれ以上にHPV検査も行っているかどうかというのが一番その辺が私の今回の質問の内容の趣旨なんですけど、伺います。

○長田健康課長

現在のところ、HPVの検査のほうにつきましては国の指針に含まれておりませんので、実施はしておりません。

○米澤委員

この2つの細胞診とHPV検査をした中で、その早期発見のがんということですのでごく効果が上がっているというのが今現在都市部のほうでは大分それが進んでいるようなんですね。実際にきのうの皆さんのお話の中で副作用が云々というふうになってくると、これはやはり国のほうで今後半年かけて健康被害を調査した上で推奨の再開をするか判断するということになっております。そうすると、また対象者がその時点で、きのうのお話も聞きましてけれども、それでさらにやはり20代、30代の方というのは実際に推進をしながら実際にやはり受けていただきたいという気持ちにならないと、これだけは自覚症状がないんですよ。課長のほうがわかっていらっしゃると思うんですけど、そのためにやはり早期発見のためにも皆さんには受けていただきたい。そのためにもそういった国のほうでも今後そういった動きがあったら、ぜひこれは乗って一緒にやっていただけたらなと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○長田健康課長

こちらのほう、HPVの検査のほうについては、なかなか検査体制がまだ十分に整っておりません。昨年度ちょっと国のほうで実施の動きもありましたので、対がん協会等に実施可能な調整等は行っていたところ、なかなかちょっと全市町村分のやる部分の準備が整わないということ、また、国のほうでも財務省の査定のほうでカットされたということがありまして、実施のほうには当たりません、実施はできませんでした。今後、確かにHPV検査のほうについてはがんの発見には有効だと考えておりますので、国の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

○米澤委員

若い方にも受診できるような体制をとっていただきたいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。以上でございます。

○根本委員長

健康課長、先ほど米澤委員から一番最初に質問のあった子宮頸がんでしたっけ。その一番受

けている年代というのを、今資料がないということですが、これは24年度の決算で大事なことなので、後ほどその回答をしていただきたいと思います、いいですか。

○長田健康課長

わかりました。

○根本委員長

あと、ありますか。江口委員。

○江口委員

290ページ、その2ですけれども、1問だけちょっとお聞きしたいと思います。

関連質問ですけれども、仮設住宅の満足度については83%ですか。非常に改善されて満足度も高いと言うふうに評価しておりますが、最近河北新報で仮設住宅の再利用ということで、今のところ家電については6点セット、これは退去時に個人の所有物として持ち出しができる。それで、そのほかの今設備としてエアコンとかガスコンロ、あるいは照明器具、カーテンですか。そういったものについては持ち出しができないということになっていると思うんですが、まずその認識でよろしいですか。

○阿部生活再建支援室長

エアコン等につきましては、県のほうに確認をとったところ、備品に準ずる位置づけなので現時点では難しいという判断がございました。

○江口委員

これは去年から仮設住宅の入居者の方から、特に夏暑いからエアコンについては何とか災害公営住宅等に入ってもエアコンを何とかならないかという意見が、あるいは声が結構出ております。こういったことについて、毎月定期連絡会議とか、いろいろな会合をやられておると思うんですね、被災者と。そういったときに、そういう意見は出ていないでしょうか。

○阿部生活再建支援室長

応急仮設の連絡調整会議、毎月1回各6地区で行っているんですけれども、要望は出てあります。あと、昨年11月に災害公営住宅の仮設住宅の説明会を行った際にも、居住者の方々からエアコンを災害公営住宅に持っていきたいという要望が出されております。その辺の要望を受けまして、昨年11月7日に県の震災援護室にお邪魔いたしまして、エアコンとか物置の再利用できませんかということの市として要望を伝えております。その際は先ほど御回答申し上げたとおり、「備品に準ずる位置づけなので難しい。ただし、今後廃棄物減の観点から検討したい」という御回答をいただいております。それを受けまして、また、ことしの5月に仮設住宅の担当者会議がありまして、県宛てに施設とか設備の再利用はできるものがあるので要望したいということをお市町村から要望しております。そういったものを受けまして、県のほうで仮設住宅の再利用の検討という形で勉強会を立ち上げまして、エアコン、ガステーブル、カーテン等の設備も含めまして再利用の検討の方策を探っております。市町村による再利用なのか、団体による再利用なのか、あとは被災者個人による再利用なのか等も含めまして、ルールづくりを考えていきたいということの御回答を

いただいております。以上でございます。

○江口委員

そういうふう動いているということで安心しましたが、対象が仮設住宅入居者その全対象というのがバストですけれども、これがやむを得ない場合においても、やはり低所得者の方とか、あるいは高齢者のみの世帯の方とか、そういった方をぜひとも実現に向けて県との連携、あるいはその広域被災自治体との連携をして、前向きに検討していただいて、実現に向けて努力されたいと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

○佐藤委員

4つあるんですが。

○根本委員長

まず、3つ目までやってみてください。

○佐藤委員

きのう4つやった人がいたような気がするんですけども。

では、どうしても聞かなきゃならないところからやります。

7-2の262ページの居宅サービスの充実のところ、1つ伺いたいします。

介護保険の認定を受けて一定の住宅改善というんですか、手すりをつけたり、さまざまな改良をしていくというようなところの仕事の部分でお聞きをしたいと思います。

どこの誰とは言いませんが、担当の方は御存じですので、介護保険の枠の中でその方に適したサービスをきちんと包括支援センターが来て設計図を立てて、そしてその市の担当課と打ち合わせをした結果、このサービスはこの方にとってどのような理由かわかりませんが、例えば満額、手すりなら両脇につける設計が出ていたんだけれども、片方でいいのではないかというような判断が出て、それでまたその包括支援センターはその後当人に持ち帰って、片方ではだめですかというようなことで合意の上で片方になったということなんです。私のところに来た話はね。ほかの議員にも来た話が聞かされましたけれども、そういう意味ではそれで私はその現場を見ながら、2つ必要だと当事者が思って設計をしてもらったのではあるけれども、残存能力を生かしていくためにも1つでいいのではないかというようなことを言われて1つになってしまったんだよねという話だったんですけども、それはその残存能力の活用という言い方も一つあるかもしれませんが、しかし、介護保険のその人の受ける権利の中では2つ受けられるんです、実態として。実際ね。

ですから、そういう中でその権利を踏みにじったと大げさな言い方はしませんけれども、やはりきちんとその担当課がそこに来てこの方のサービスを申請されたサービスが、このぐらいのサービスをこのぐらいに減らすことによってこの方の生活の質はどうなるのかというあたりをきちんと見に来て判断をしたのかというあたりが私は問題だというふうに思うんですが、担当では見に来なかったと。机の上でその設計図の変更をしてきたというようなことでは、ちょっとその辺が違和感を持って私は受けとめたんですけども、これはいかがなものでしょうか。

○松岡介護福祉課長

今、佐藤委員お話の件は、介護保険の給付費の中の住宅改修事業ということかと思えます。制度といたしましては、20万円を限度として1割御負担でという制度でございまして、事務の流れ全体的なことを申し上げますと、事前に住宅改修を行う前に担当のケアマネージャーさん等が図面あるいは写真、そういったもの、あるいは必要度、そういったものをまとめて事前審査ということでお持ちいただきまして、こちらのほうでそういった要介護度の度合い、それから御自身の身体の状況、それから建物の御自宅の状況等、そういったものを総合的に勘案をしまして、給付の対象となる住宅改修かということ審査をさせていただきますので、個別のケースいろいろやはり段差の問題であったり、あるいは住宅の中の形状とかございますけれども、例えば手すりにつきましても位置の問題であったりとか、そういったものも総合的に判断をしておりますし、ケアマネージャー等が参りましたときに事前にそれを見まして、再度例えば必要性の問題とか、御家族のほうにもう一度協議をしていただくというような形で事務処理を進めておりますので、一方的にこちらで決めるとか、あるいは一律にカットするとか、そういうのではなく、あくまでもそういった総合的なもの、さらには必ず要介護の際には認定調査で御自宅等に訪問しておりますので、そういった訪問の際の状況等も踏まえた上で総合的に判断をして決定をさせていただいているという状況でございます。

○佐藤委員

認定のときには訪問調査をいたします、確かにね。現場を見て、その方を見て、認定するわけですけども、その住宅改修事業のときにはそれからまた幾らかたっているわけですよ。その時期に介護保険をちゃんときちんと保険料を払いながら、自分が受けられるサービスがどの程度受けられるのかなというところで満額を使ってこのぐらいサービスしてもらえるんだというので、その支援センターとお話ししながら、じゃこれだけつくってみましようということの結論を出したのを、本庁に持ってきてそこで審査するときに、やはりそれは係、担当課が現場に出向いて行って、この方にとってこのサービスが本当に必要であるかどうかも含めてですよ。もしかしたら減らすというところにとっては特に行ってみることが必要なのではないかなというふうに私はその方の状況を見て改めて思ったんです。

私はたまたまつい最近聞いた、その人に相談されたんですけども、聞くところによるとほかの議員も多少なりともそういう問題を訴えかけられたという方もいらっしゃいます。そういう意味ではやはりその申請されたサービスを減らすときには、ふやすときにはいいかと思えますよ。まだこのぐらい使えるからもうちょっとこういう機能をつけたらというふやすサービスのときにはその枠内でいいと思えますけれども、その申請されたサービスを減らすときには、きちんとやはり現場に行って担当課として見てくるのが大事なことでないのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○松岡介護福祉課長

先ほどもお話しいたしましたように、事前の申請をいただいたときに、一方的にその決定を

するのではなくて、場合によってケアマネージャーさんから御家族にもう一度こういった形ではどうでしょうかということでお話を申し上げますし、あくまでも御家族、御本人の御希望としてまず計画が上がってまいります、やはり 20 万円の限度額が満額必ず全部使えるということではなくて、あくまでも限度額ということをごさいます、給付としてその改修、これは住宅改修のみならずほかの介護サービスも全く同じでございますが、介護の給付サービスの対象となるかということをやはりこちらで事前の審査等々で見させていただくということでございますし、そういった状況がわかるものをまず図面、写真、そういったものでいただいて、どうしてもそういったものから判定ができなければ、あるいは判断が難しいものであれば、これは当然現地確認もさせていただくことがございますが、基本的には図面、写真、そういったもの、あるいは訪問調査のときの状況、要介護度の状況、それから御自宅の状況等を総合的に判断して事務的にさせていただいているということでございます。

○佐藤委員

介護保険制度になって、市から高齢者の生活の実態がだんだん離れていっていると。実態なしの皆さん方が手のひらに乗せるような状況になっていないということをつくづく私今回わかりました。さらに、その介護保険の支援サービスも減らされるような検討がされている中で、やはり担当の市としてはこのサービスが減らされたらこの方にとってどういう生活の質になるのかというあたりはきちんと押さえておかななくてはいけないのではないかと思いますけれども、部長、どう思います。

○鈴木保健福祉部長

今、国のほうで検討している介護保険の制度の内容につきましては、今後詳細が出てき次第、それを見た上でまた我々も判断したいというふうに思っていますが、やはり委員がおっしゃるように、高齢者の生活が最低守られるということについては、我々は高齢者の方だけではありませんけれども、特に介護福祉課については高齢者の安全・安心というものを大前提に考えていかなければなりませんので、そういった必要があれば制度改正についてもいろんな意見を申し立てていきたいというふうには思います。

○佐藤委員

その方はついでに言いますと、手すり 1 つになったせいかどうか、わかりませんよ。ちょっとそば降る雨の日に玄関で滑って転んでしまったというお話、大したことにはならなかったからよかったですけれども、そういうお話もされていました。そういう意味では、やはり介護保険の制度だから、制度の中でしか今やれていないというところがうんと問題だというふうに思うんです。ですから、そういう高齢者とか、そういう障害者とか、そういう方たちが今生活がどうなっているかというところをやはり市としてしっかり見ながら国に声を上げていくということが、皆さん方が一番わかるわけですから。そういう状況をしっかり声を上げていくということが大事なことだというふうに思います。制度を間違いなく運営していくことも大事なお仕事ですけれども、市民の暮らしやいわゆる弱者の暮らしをきち

んを見据えて声を国に届けていくという仕事をきっちりしていけないと、「本当に困ったな」と、「保険料は納めているんだけどもっしょ」と、私 20 万、その手すりは 20 万の仕事の中でちゃんとできたんですよ。だけれども、1 つしかつけなかったために、半分以上お金使ってもう 1 つつけようと思うと自己負担が発生してくるんです。ですから、やはりそういうところではきちんと現場を見に行こうということ、国ではそういう基準になっていないかもしれないけれども、多賀城市では、では申請されたサービスが減らしてもいいかどうかというそういう判断が必要なときには実際現場に行って見て、そして結論を出しましょうというようなところまできちんとシステムをつくっていくことが大事なことはないかというふうに私は思います。改めて、部長、御返事をお願いします。

○鈴木保健福祉部長

繰り返しになるかもしれませんが、今の介護保険制度の制度改革の内容は、いわゆる軽度の部分についてはいわゆる重度化しないように市町村業務として制度改革をしようという方向性になっているということでございます。詳細はまだわかりませんが、ありように言えば、いわゆる多賀城市が今後責任を持って軽度の方々が重度化しないための方策といえますか、そういった制度をつくっていかなくちゃいけないというふうなことになるので、今後そういったことを制度化する前に、これは第 6 期事業計画の中に盛り込んでいかなければならないというふうに考えていますけれども、そういったことにつきましても多賀城市の考え方をこういった議会の説明会なり何なりでも市民の方にも十分説明をして、当然その安全・安心に生活をしてもらうことが大前提でございますので、そういう制度設計をしていければなというふうに思っております。

○佐藤委員

よろしく願いをいたします。

では、次、290 ページの仮設住宅管理運営事業のところです。

先ほど江口委員もおっしゃっていましたが、私も同様のことをお願いしたいというふうに思っておりました。いわゆるカーテンや照明、こたつとか、ガス台、エアコンは県で仮設住宅設置のときにつけたものですよね。ですから、県がいいよと言えば、安く譲渡でも何でもできるのではないかと私は思うんです。それは人が一定期間利用したものですから、再利用の当てもないだろうというようなことでは、やはり希望者に譲渡をするというような必要性を強く感じます。ぜひその立場に立って、さまざまな場所があるようですので頑張ってくださいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

次、もう一つ同じ部署で、仮設住宅でなくて復興住宅が来年の 11 月ごろにできる中で、一番多賀城中学校の仮設住宅の方たちがさまざまな形で引っ越しを早く迫られるんだというふうに思うんですけれども、その入居者の方たちの中からほかの仮設に移るための費用が心配だというようなことも声が出ているんですよ。その辺はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○阿部生活再建支援室長

仮設住宅内の転居費用の関係につきましては、7月31日に宮城県の保健福祉部震災援護室を直接お邪魔しまして、転居費用の支援をぜひお願いしたいという形で申し入れております。それはなぜかといいますと、新潟の中越地震では共同施設の維持管理補助金を移転補助の財源として活用した事例があります。まだ東日本大震災におきましてはそのような判断がなされておられませんので、県のほうに働きかけております。また、あわせまして、8月6日に宮城県の副市長会議がありまして、その場で仙台市のほうから話題提供として仮設住宅間の転居支援について議題として出されております。その後、9月5日に仙台市と改めて個別協議を行いまして、次回、東松島市、名取市、仙台市、石巻市、多賀城市と県内の5つの市で共同で要望事項を出しましょうかという動きとなっております。以上でございます。

○佐藤委員

多賀城中学校が一番最初ということなんでしょうけれども、次々と統合されてくることあるかと思います。その辺のところも抜かりなくよろしくお願いをしたいというふうに思います。

次です。もう一つ、7-1の195ページなんです。橋梁対策、橋ね。橋対策。

設計が今回は4つの橋の耐震設計に前回は入ったと、24年度の決算ではやったというようなことなんですけれども、何回もその都度私毎年言っているんですが、中峰橋は候補に上がっていてなかなか後回しにされているんですけれども、大代橋もそうなんです、橋本橋もそうなんです、大代東、南から七ヶ浜は、橋でつながっているんですね。何かあったときに本当に逃げるところないんですよ、橋を通らないと。小学校に逃げるにしてもね。やはり橋というのはうんと大事だなというふうに思うんです。中峰橋もその候補に上っていながらなかなか設計の段階にも上ってこないという点では、優先順位があるところか言われたような気もするんですけれども、やはり川をまたいでいるところの地域をきちんと保護していくという点では、早くしていただけないものかという思いなんですけれども。

○加藤道路公園課長

委員おっしゃる中峰橋の件でございますけれども、今現在計画を策定中ございまして、順番とかはまだ決まっておりません。確かに橋梁点検では重大な欠陥はございませんので、これからどのような補修をしてどのように延命化していくかというのを決めてまいります。以上です。

○佐藤委員

その地元の古老の人たちの話では、中峰橋は弱いんだよなというのが私常々言われていて、何回か紹介したこともありますけれども、大型の車が通れない、あそこは。そういう橋だというふうに思います。その割には大きいんですね、貞山橋の次に大きいですから。しかし、そういう橋では困るんです。きのうだか3日ぐらい前にNHKのテレビを見ていましたら、関西のどこかの都市の方が言っていました。市の土木課長か何か言っていましたけれども、橋はうんと大事だと思うと。橋の耐震整備を来年度ですっかり完了するように終わらま

したというようなことがありますし、どこに重点を置くかという点もありますし、何を早くやるかという点もありますけれども、ぜひ橋の整備、私は中峰橋を今言っていますが、全体として橋の整備を急いでいただきたいというのも含めまして、お願いをして終わります。

○根本委員長

佐藤委員、もう一点ありましたよね。いいですよ。どうぞ。それで終わりですよ。

○佐藤委員

済みません、終わりです。

ざっと聞けばいいんですけども、201 ページなんです。

風致維持向上計画の貞山堀の話です。2 カ月か 3 カ月ぐらい前に、県の貞山堀の整備をする会議で何か桜並木をつくりたいというような報道が河北新報に載っていました。私は自分の目の前の貞山堀を考えたんですが、あそこ桜並木どうするんだべというようなことも考えたんですが、そういう意味では桜並木もいいとは思いますが、多賀城市大代にあった貞山堀の景観づくりというものではどういうふうな進み具合なのか、そういうことに対してどういうリアクションがあるのかというあたりをもし現状で報告できるのであればお願いをいたします。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

貞山運河は災害復旧工事を県のほうで今進めておりまして、我々のほうでその要望しておりますのは、橋本橋から緩衝緑地公園のほうに向かって中州がございます。中州の石積みも当時の貞山運河の開削のときに使ったその石積みということで、あれを保存してくださいというのが 1 点。それから、パラペット構造と言いまして、堤防を高くするのがちょっと難しいものですから、コンクリートの壁をつくるわけですね、あの貞山運河については。それは相当その景観を阻害するのではないかと、こういう懸念があったので、もしそういう構造になるのだとすれば、化粧型枠か何かを使っただいて景観に配慮していただきたいというお願いをしております。

この 2 点についてまだ正式な回答はいただいておりませんが、この間県のほうからちょっと情報提供があったのは、その中州の石積みはあそこも公園の敷地になっていますので、安全上やはりちょっと難しいということで、壁、パラペット構造にさせていただきたいと。そのかわり、あの石については根固めに下のほうに使いたいというそのお話がございました。それから、パラペットのその化粧型枠についてはまだ返事をいただいておりません。

それから、桜並木は多賀城の区域でそれが可能かどうかというのはまだちょっと決まっていないというふうに私は認識しています。相当桜の木があって、沿線に使いたいという構想があって、そういう話が進んでいるという情報でございます。

○佐藤委員

あの石積みが消えちゃうわけ。底に沈んでしまうの。沈むという今うなずいていられたので、何かそうしたら何もなくなっちゃうなというような気がするんですが、なかなか知恵の出す部分では言えばお金もかかるだろうし、難しいなというふうな感じではいるんです

が、なお御努力をお願いしたいというふうに思います。

○昌浦委員

資料 7-1 から最初に 152 ページ、それから 168 ページ、いずれも交通防災課の所管のところでございます。

最初、避難所標識等設置事業の中で、付記事項がございまして、そこに 1 段の最後のほうなんですけれども「津波避難ビルとして」と、2 段目に行きます。「新たに協定締結した施設への案内標識を整備」というふうに付記事項に書いております。そこでなんですけれども、平成 24 年度において新たに協定を締結したビルというのは何カ所ぐらいなんでしょうか。そして、ついでするので、24 年度末の総数はこのビルに関してはどのくらいの数になるんでしょうか。

○角田交通防災課長

まず、1 点目ですけれども、震災後新たに 9 カ所と協定を締結してございます。

2 つ目なんですけれども、24 年度末の総数ということなんですけれども、16 カ所です。その後、25 年度にあっては 2 カ所プラスということでございます。

○昌浦委員

これね、24 年度の決算やっているのね。ですから、震災後じゃなくて、24 年度に新たにというのは何カ所だったんですか。そうじゃなくて、24 年度にはもう一つもなかったのか。9 カ所というお話ですけれども、その 9 カ所の内訳どうなっているんですか。

○角田交通防災課長

23 年度に 7 カ所でございます。（「24 年度」の声あり）

○昌浦委員

すばらしい御回答ありがとうございます。そうしますと、24 年度は 2 カ所ということになりますよね。最初の御答弁から総数を数えると。そうですね。

○角田交通防災課長

24 年度は新たにございませぬ。24 年度はございませぬ。

○昌浦委員

あれ、私の聞き間違いでしょうかね。9 カ所というふうにお答えになっていて、23 年度 7 カ所、24 年度ゼロと言ったら……。あなた、最初 9 と私聞いたような気がするんですよ。どうなんですか。

○角田交通防災課長

訂正させていただきます。24 年度ですね。7 カ所でございます。失礼しました。

○根本委員長

交通防災課長、今のは何年度ですか。

○角田交通防災課長

24 年度ですね。

○根本委員長

24 年度 7 カ所。（「はい」の声あり）

○昌浦委員

こんな数字に余りこだわりたくないんですけども、最初に津波の後 9 カ所というふうにおっしゃっているのね。ですから、数が合わないの。最初の 9 はこれ違うんですか。そこを確認してから次に進みたいと思いますが。

○角田交通防災課長

25 年度の新たに 2 カ所も含めて発表してしまいました。申しわけございません。

○昌浦委員

そうしますと、24 年度に 7 カ所ですね。総数は 16 カ所から 25 年度に 2 カ所ふえて現在 18 カ所ということだということでした。

ちょっとここできのうの江口委員の質問とちょっと私、かぶるところがあると思うんですけども、いわゆる津波避難ビルというんじゃなくて、この総数というのは 1 次避難所の総数、1 次避難所として指定されているところとこれ一緒なのかというのを確認しておきたいんです、まず。

○角田交通防災課長

1 次避難所には各町内会の集会所なども入りますので、1 次避難ビルは基本的に 3 階以上で堅牢な建物という定義でございます。

○昌浦委員

はい、わかりました。納得しました。

そこでなんですが、フクダ電子さん、そして独立行政法人雇用能力開発機構宮城センター、これ津波の後、当然ここは 1 次避難場所としては使われていないと思うんですよ。そうしますと、桜木 1 丁目とかあの辺の人たちがビルとして逃げ込むと言ったらおかしいですけども、避難するところが空白になっているんですよ。これ 24 年度、もう震災から 2 年じゃないか、1 年ぐらい過ぎてているか。その場合、そこは空白地帯だったので、例えば以前も私質問させていただいているんですけども、国土交通省東北技術事務所をとりあえずビルとしてお願いして交渉とかされたのかどうか、その辺どうなんでしょうか。

○角田交通防災課長

まず、桜木 1 丁目周辺ということだったんですけども、今現在はホテルキャスルプラザがございます。そのほか、その後ということだったんですけども、去る 8 月 29 日、国土交通省の東北技術事務所と、それから塩釜港湾空港整備事務所の 2 カ所を新たに締結してございます。

○昌浦委員

わかりました。締結されたんですね。そうすると、空白的なところがなくなって、ある程度歩いて即時に避難体制ができるということ、わかりました。

それでは、ちょっとこの 1 次避難場所ということできのう江口委員もおっしゃったんですけども、いわゆるホームページから見られるんですけども、その中に塩竈市立第三中学

校というのがあるんですよね。ここですね、ちょっと仄聞するところによると、あのとき、震災のときに、塩竈の市民と、それから多賀城の市民が混在していて、ちょっと交通整理できなかったというのがあるんですよ。その辺あたりは当然 24 年度あたり振り返ってそういうことのないようにということでお話し合いなんかは塩竈市さんとか関係するところとはきちんと課長のほうで話をされているんでしょうか。

○角田交通防災課長

震災当時そういうことがあったというのは認識してございますけれども、具体的にどうこうということは話してございません。

○昌浦委員

ここね、実は自分の出た中学校だからわかるんだけど、当然御存じでしょう。笠神にあるんですよね。多賀城市分にあるんですよ。それで、塩竈市立第三中学校という名称であるから塩竈の市民の方はここに避難してこれらると思うんですよ。だから、やはりこの辺あたりというのは市同士ですごく慎重にお話し合いなどしておかないと、いらぬ困難というのがまた起きる、再現するということは想定しなかったんでしょうか。

○角田交通防災課長

1 次的な避難場所が多賀城市内に塩竈市立の中学校があるわけですがけれども、やはり落ちついたときには多賀城市内の市立の小中学校のほうに申しわけないんですけども移動していただくというふうに考えてございます。

○昌浦委員

それは当然そのとおりだと思いますよ。しかしながら、現実としてあの 3・11 の際には、多賀城市民の方も第三中学校のほうに行かれていますよ。やはり怖い、そしてやはり人と恐怖心とかいろいろあるから、やはり集団の中に逃げ込もうという心理は当然おわかりだと思っんですね。そうなれば、やはりここに堂々と塩竈市立第三中学校、1 次避難場所って書いていたんなら、やはりこれは塩竈市さんと何らかの話をして、多賀城市民が安心して避難できるような体制というのを当然お考えになるのが本当であって、それも何だか話をしていないなんていうのは、私からすればびっくりがっくりな話だね、これ。

○角田交通防災課長

今の委員のおっしゃるように、今後はきちっと話し合いをして混乱も招かないようにしたいと思います。

○昌浦委員

わかりました。

次に、168 ページのほうです。

これ、頑張っていたいただいて食料品の備蓄がきちんと整って 103.5%、頑張っていたことをまずはありがたいと思いますが、食料品でございますので、保存期限という表現が妥当なのかどうか。いずれは食べられなくなる時期というのは来ると思うんですよ。長期間の保存はできるものを保存しているのだから備蓄だと思うんですけども。そこで、仮に名

称が正しいかどうかわかりませんが、いわゆるこの食料品の保存期限というのは大体何カ月なんでしょうか。その食品ごとに教えていただきたいです。

○角田交通防災課長

災害用の備蓄品は基本的に5年でございます。長期のもので水ですと10年というのもありますけれども、本市としては5年保存期限のものを購入してございます。ただし、昨年度から購入した粉ミルクにつきましては、保存年限が1年と6カ月でございます。以上です。

○昌浦委員

わかりました。いずれ食料に関しては5年を過ぎると一応保存期限は切れちゃうということになると思うんですけども、そうするとやはり当然平成24年度と言わず、いわゆる5年が過ぎたものをどう廃棄をしていきながら、どう補充していくかというふうな計画と言ったらいいんでしょうかね。見積もりというのはもう当然お立てになっておられると思うので、平成24年度7万4,500食になりました。これ22、23、24ということで7万4,500食ということになったと思うんですけども、さて、そのように更新をしながらどう補充をしていくかというあたりは当然24年度にはもう担当者として想定されておられるので、その辺をちょっと教えてください。

○角田交通防災課長

平成24年度を初年度とする備蓄品購入5カ年計画を策定いたしまして、今現在28年度分まで計画的に購入したいというふうに考えてございます。その間にはいろいろと在庫がなくなったりすることもあるかと思うんですけども、28年度に次の5年間分の備蓄品購入計画を立てたいというふうに考えてございます。

○昌浦委員

では、今の回答で安心をしたところでございますけれども、次に廃棄です。もし、もうまだたってはおりませんけれどもね、期限は。その廃棄なんかはどういうふうな処分の仕方をされているのか、当然それも想定されておられると思うので、24年度どういうお考えで進めていっているのかを教えていただきたいと思います。

○角田交通防災課長

今廃棄ということなんですけれども、廃棄というと捨てるということになるので、そういうのではなくて処分といいますか、分け与えるような形で毎年地区の防災訓練がいろんな場所で開催されます。それから、私どものほうに依頼の来た防災の出前講座などあります。その辺で期限の来る前に参加者等にそれを差し上げております。以上です。

○昌浦委員

これは要望みたいな形にもなるんですけども、学校給食の中で3・11の日あたりに食べていただくとかというお考えは当然あったと思うんですけども、その辺5年の廃棄という言葉が非常に妥当ではないものですからおとがめいただいたので、処分は、5年後の処分はその辺あたりもお考えかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

○角田交通防災課長

今年度、総合防災訓練を11月4日に実施するわけですが、その辺で期限切れに近いものについては考えていきたいと思います。来年度以降も学校区単位程度の総合防災訓練を考えてございますので、その辺であわせてそういうのを処分していきたいというふうに、それからもう一つ、教育委員会との協議になりますけれども、防災教育、学校教育の中でそういうものを使った給食というのも今後密接に学校の防災主任の先生方と協議の上考えていきたいというふうに考えてございます。

○昌浦委員

ぜひともその辺は進めていただきたいと思います。いわば風化、これが私としては非常に危惧するところでありまして、やはり学校等でこういうことがあったのだ、非常の際はこういうものを食べるんだとか、教育効果的にも非常にいいのではないかと思いますので、どうか確かに防災訓練等々でいわゆる処分というのもおかしいんですけども食べていただくのもいいんでしょうけれども、やはり教育サイドとお話をさせていただいて、防災教育の一環として食べていただくというか、それで学んでいただくということもぜひとも考慮していただきたいと思います。御回答要りません。

○根本委員長

ここで休憩を行います。再開は11時20分といたします。

午前11時09分 休憩

午前11時19分 開議

○根本委員長

再開いたします。

こども福祉課長及び健康課長より発言を求められておりますので、許可いたします。こども福祉課長。

○但木こども福祉課長

まず、昨日の阿部委員からの家庭相談事業の御質問の中で、緊急時の対応件数というふうな御質問がございましたので、御回答申し上げます。

夜間等の件数でございますけれども、対応した件数が21件でございます。この内訳としましては、虐待が11件、DVが11件ということで、これにつきましては緊急の通報などによって対応した内容でございます。それから、ケース訪問が1件ございまして、これは虐待によるものが1件でございます。それから、相談対応ということで、虐待によるものが1件、DVによるものが3件の合計4件ございまして、これは通報者等による相談に対応したものでございます。それから、送致ということで虐待に係るものが2件、DVに係るものが5件ということでございまして、これは児童相談所であったり、女性センター等へ送致をしたケースでございます。合計で件数としましては33件ございまして、そのうち虐待によるものが14件、DVによるものが19件というふうな内訳になってございます。

以上でございます。

○阿部委員

かなりの件数が今報告ありましたけれども、緊急ということだけでもこれだけの件数があるということでございます。これは解決に向けて、こういう通報が来て、市のほうでは関係機関、例えば警察とかそういうところに連携をすると思うんですけども、最終的には解決したかどうかというところの確認まではされているんですか。

○但木こども福祉課長

ケースによってはまだ引き続き対応しているケースもございます。内容によってはそのケース会議を開きましてその支援の内容を関係機関と協議をするというふうな状況になってございます。ちょっと今解決したものについてはつかんでございませぬ。申しわけございませぬ。

○根本委員長

いいですか。健康課長。

○長田健康課長

先ほど米澤委員のほうから御質問のありました子宮頸がん検診の受診率等でございますが、こちらクーポン事業も含めました全体の部分ということで数値のほうをお知らせしたいと思っております。全体では受診率につきましては約 49.7%になっております。45 歳以上 84 歳までは受診率は 50%を超えておりますが、一番高いのは 70 から 74 歳で 65%、ちなみに最低につきましては 20 から 24 で 14.7%ということで、やはり 20 歳から 44 歳までの受診率が低いということで、国のほうではここを重点にクーポン事業という形で受診勧奨しているというような状況でございます。以上です。

○米澤委員

先ほどちょっと国の検証事業ということで触れさせていただきました。これは 2 年おきでその検診間隔を実施する市町村が対象になっていると思うんです。今御報告あったように、やはり若年層、若い方がなかなか受診に向かわないということ自体が問題提起すべきだと思っています。なので、今後その予防ワクチンの行方もちょっとわからない状態の中で、やはりその検診事業にもうちょっと力を入れていかなくちゃいけない。それがうちの場合は 5 年ごとになっていますよね。5 年間隔で。これではやはりまずいかなと思います。先ほども言ったように、早期発見も大事ですし、なかなか自己判断できない部分があるということで、それでもやはり手おくれになってしまうということが大きな要因になりますので、ぜひこれを新たに 2 年ごとの国が検証する検証事業に乗っていただきたいと思いますという私の本来の趣旨の質問でしたので、この辺についていかがでしょうか。

○長田健康課長

現在のクーポン事業は 5 歳刻みというふうな形になっております。今年度でこちら助成開始から 5 年というふうな形になります。来年度以降についてはまだ国のほうからは詳しくは来てはおりませぬので、そちらのほうの動向を確認してみたいと思います。

○柳原委員

248 ページの保育所運営についてお聞きします。

新しい桜木保育所の運営についてですけれども、先ほど幼保連携型認定こども園も視野に入れて検討しているというお話があったようですけれども、もう一回確認したいと思いません。

○但木こども福祉課長

平成 27 年から子ども子育て支援新制度ということで新しい制度にかわるというふうなことでの今後の桜木保育所の運営の形態のあり方につきましては、保育所あるいはその幼保連携型という新たな認定こども園の運営形態も両方あわせ持って検討をしているというふうな状況でございます。

○柳原委員

私はちょっと検討する順番が違うのではないかというふうに疑問を持っております。現在これだけ待機児童数が多い中で、待機児童解消の見込みも立っていない中で、なぜ認定こども園を検討しなければいけないのかと思います。昨日私、「桜木保育所で一時保育はできないんですか」とお聞きしましたら、「災害復旧なのでつくるのだから一時保育はだめです」というお答えでした。一時保育もできないのに、何で認定こども園は検討しなければいけないのか。検討順位が逆なのではないでしょうか。まず待機児童を解消した上で、それで次どうしようかということで認定こども園という話だったら理解の余地もあるかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○但木こども福祉課長

認定こども園のメリットとしましては、保護者の就労、保育に欠ける、欠けないにかかわらず、入退所をしないで継続して保育が実施できるというふうなメリットもございますので、そういったものもあわせまして運営形態を検討しているというふうな状況でございます。また、待機児童の解消に当たりましては、やはりその施設整備にあわせまして 3 歳未満児の待機児童解消するための新たな制度としてもその地域型保育給付ということで、小規模保育事業であったり、家庭的保育であったり、家庭訪問型保育であったり、そういった事業などもあわせて実施していくことによって、待機児童の解消につなげていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○柳原委員

認定こども園と待機児童の解消というのは直接は関係ないと思うんですよね。認定こども園になれば待機児童解消になるんですか。

○但木こども福祉課長

待機児童の現状からしまして、施設整備だけではその待機児童の解消にはつながらないというふうなことで、認定こども園でも一定の解消にはつながりますけれども、現状の待機児童を解消するためには先ほど申しましたような小規模保育事業等もあわせて実施していくことで解消につなげていきたいというふうな考えでございます。

○柳原委員

それでは、認定こども園の施設ですとか、職員の配置基準とかというのは示されているんですか。

○但木こども福祉課長

新たなその幼保連携型の認定こども園の認定基準につきましては、今現在国のほうで検討中というふうなことでございます。

○柳原委員

まだ検討中で中身も決まっていないのに、運営だけは認定こども園にするというのを決めるというのは、ちょっと順番が逆ではないですか。

○但木こども福祉課長

現実では決めたとということではなくて、それも含めて選択肢の一つとして検討しているというふうな段階だということ御理解いただきたいと思えます。

○柳原委員

では、まだ決めていないということですね。では、もし認定こども園になった場合、現在の保育基準より後退しないということは断言できるんですか。

○但木こども福祉課長

その基準につきましては国のほうで現在検討中だということで、決して後退するものではないというふうに我々としては理解をさせていただきます。

○柳原委員

例えば、保護者から認定こども園にしてほしいという要望は出ているんでしょうか。

○但木こども福祉課長

現時点では保護者からのそのような声はございませんが、行政としてはその選択肢の一つとして広く検討しているというふうな状況でございます。

○柳原委員

昨日、保健福祉部長からアンケートをとって保護者の要望をこれから調査するんだというお話がございましたけれども、市のほうでそういう認定こども園をするんだということを検討しながらのアンケートでは、市民の意見を正確に反映することはできないのではないかなと思うんですが、その点はいかがですか。

○鈴木保健福祉部長

昨日も申し上げましたが、今後の需要調査の中で施設整備のあり方についても、例えば保育所としての、待機児童を解消するための保育所としての定員枠を何名確保しなければならないのかとか、現在80名ほどいる待機者だけを解消することが目的ではなくて、子供たち全般的な今後の需要も含めて、将来予想ということになりますけれども、そういう中での施設整備のあり方というのも今後検討していかなければなりません。その中で、保育所と限定して考えていくということではなくて、柔軟な考え方として今後整備していきたいというふうなことで御回答申し上げましたので、今の保育所にするか、認定こども園にするかとい

うふうなことについてもまだ決定しているわけではございません。したがって、桜木保育所はもう今回の震災で代替機能として今建設を始めているわけですけれども、そのほかにどれだけの施設整備が必要なのかも含めて、その時期が来ましたら改めてまた御説明をさせていただく機会を設けますので、そのときに再度議論していただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○柳原委員

では、まだこれは決まっていることではないので、これから十分市民の意見も聞いて検討するというところで確認しておきます。

○雨森委員

1点だけお願ひします。

資料7-1の175ページです。駅前警察官立寄り所新築事業の中で、175ですね。

それで、この事業は24年から継続型でありまして、それでちょっと今お尋ねするんですが、これは開始年度は平成26年度の見込みですとしてあるんですけれども、27年に入るのか、再度まず1点を確認します。

○角田交通防災課長

26年度に建築予定でございます。外構工事が27年度になる予定でございます。

○雨森委員

そうすると、実際立ち寄り所として活動できるというのはその27年の4月1日からということになるんでしょうかね。

○角田交通防災課長

今の計画では26年の12月を予定してございます。

○雨森委員

ありがとうございました。

そこで、このかなり年度がさかのぼると思うんですが、警察官立ち寄り所というのは私も関与したんですけれども、あれは何年、もう10年前だったですかね、あそこに開設された年度おわかりですか。

○角田交通防災課長

十二、三年前と記憶してございます。

○雨森委員

十二、三年前ですね。それで、これは私だけかもしれませんが、最近ときどき立ち寄り所近辺を歩いてみたり、あるいはまた駅前の状況などをときどき見て歩くんですが、開設当時非常にパトカーが駅前に巡回といいますか、とまっている時間もあり、あるいはまたおまわりさんの姿もたびたび見かけられたんですが、その当時と今現在とが状況といいますか、変わっておりますか。私だけかもしれないけれども、非常に今姿が見えないような気がするんですよね。以前とその状況ですね。巡回状況というのはどのようになっていますか。

○角田交通防災課長

震災後、県外の警察官の方も応援で今入っているわけですがけれども、そのときは一時的に多くなりました。今現在はその方々がまだいらっしゃるので、多く立ち寄っていただけるものと私たちは認識していたんですけども、なかなかやはり事件事故なんかがあると、それも計画的にできない部分があって、巡回している警察官は多いんですけども、立ち寄り所に立ち寄る回数がそのまま増加のままになっているということではなくて、やはり少ない月もございます。

○雨森委員

これは警察のほうで日報なんかをつけていらっしゃると思うんですけども、そういったものをやはり市のほうでも残してあるわけですか。

それから、以前、今だと思うんですけども、あそこへ警察官のOBの方が入っておりますね、1人。現在でもそこへ入っておられるのかどうか、それを確認したいと思います。

○角田交通防災課長

まず1点目ですけども、立ち寄った場合には日誌備えつけてございますので、それにどこの団体、どこの警察の方が何名立ち寄ったという記録簿がございまして、それを集計してございます。

それから、今警察官のOBということでございますけれども、その当ても今も交通防災課の非常勤職員として採用している者が時間を見て毎日1回程度は行って、立ち寄り所を開設しております。

○雨森委員

要望として、できるだけとにかく駅を中心とした多賀城の安心・安全まちづくりということでありまして、この開設当時やはり駅を利用する方々が安心して多賀城駅を利用できるということが目的として開設されたわけでございますので、ぜひまた初心に戻ってより充実した駅前立ち寄り所であることをお願いしまして、終わります。以上です。

○深谷委員

242ページ、2次予防事業です。

これ、まず健康課長……（「介護です」の声あり）介護。介護で、ごめんなさい、わかりました。介護でやります。

○竹谷委員

大分あるので、まず当面3点、簡潔に。

177ページ、消費生活相談事業、24年度の取り組みが記載されておりますが、この事業は平成21年から25年度の県の補助金で実施してきたということでございますが、24年度の成果を踏まえて引き続きこの事業を継続していくという、補助金がなくても単費でも継続していくんだという方針になるのかどうか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

この事業につきましては、平成21年度から県の補助金を踏まえまして、消費者行政活性化の事業補助金ということで事業を実施しております。相談員を2名体制にいたしまして、

相談件数についても対応できていますし、また、非常勤であることから1日6時間の対応でしたが、早番、遅番ということに分けて出勤をしていただいて、朝から夕方まで対応できるという状況でございます。補助金については一応平成25年度までということで予定はされております。今現在、県に継続をお願いしているということで、何とか継続をしていきたいという気持ちではあります。

○竹谷委員

単純なことを聞いている。県の補助金がなくなっても市単独でもこのことをやっていくんですかと聞いているんです。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

担当課としては継続していきたいというふうに考えております。

○竹谷委員

継続していくということで認識しておきたいと思います。

次に、194ページ、道路の災害復旧事業のかかわりで、さきの15日、16日に発生した台風18号で市道のあちらこちらで冠水をしておりますけれども、これとの因果関係はございますでしょうか。

○熊谷復興建設課長

先日との今回の因果関係はございませんでした。

○竹谷委員

そうすると、この復旧・復興したところじゃなく、以外のところが冠水をおったという認識でよろしいんですか。

○加藤道路公園課長

冠水箇所につきましては、時間雨量30何ミリだったと思うんですけれども、短時間の集中的な降雨量でしたので、側溝自体が飲みきれないというような状況だと認識しております。

○竹谷委員

そうすると、災害で今度道路災害で沈没したとか、そういうようなことじゃないと。あくまでもふだんの通常の中での災害であったという認識でしょうか。

○熊谷復興建設課長

そのような認識でございます。

○竹谷委員

それであれば、今回あちこちでなっていますけれども、原因を究明してその対策を早急に講じていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○加藤道路公園課長

先ほどの繰り返しになりますけれども、確かに側溝等の一部の欠陥とかもあったと思います。これは今現在もちょっと調べております。10何カ所になるんですけれども、今現在調べておりますので、原因追求したいと思います。

○竹谷委員

ひとつよろしく申し上げます。住宅地の冠水が多いようでございますので、道路、側溝の清掃等の問題もあるでしょうし、枯れ葉がそのままになっているところもあるでしょうか。十二分に調査をして進めてもらいたいということを要望しておきたいと思います。それから、3点目として、256ページ、これも今度18号の関係ですが、多賀城小学校のすぎのご学級の雨漏りによって床が水浸しになったという報告も受けているんですが、これは事実でしょうか。雨の森じゃないです、雨漏りです。

○但木こども福祉課長

9月15日の大雨によりまして、天井からの雨漏りということで留守家庭児童学級第2すぎのご学級のじゅうたんが水浸しになったというふうな状況でございます。

○竹谷委員

もうちょっと課長、元気よく回答してよ。聞こえてこないよ、最後。

この対策はもう終わったんですか。なぜこういう原因なんだとか、原因究明はどうします。私、ここは高台にあってプレハブだというふうに見ております。そういう欠陥も発生しているのではないのかなという思いもあるんですが、そういう建物の問題とか、構造上の問題とか、位置の問題とか、そういう問題はないですか。

○柴田管財課長

9月15日の集中豪雨で、雨漏りしたのは第2すぎのご学級でして、多賀城小学校屋内運動場の北側に併設されているミーティングルームですね。この場所が雨漏りしております。その原因なんですけれども、短時間に集中した雨による雨どいが詰まったというのが一つ要因としてあるのと、それから雨どいそのものがその大雨によってもともと飲みきれない大きさだったということも想定されます。これからさらに原因を追求究明しまして対策を立てたいというふうに考えております。

○竹谷委員

それはそうと、体育館に併用しているところだということですね。当然、体育館の問題を質問しようと思ったら、ここ一緒ですから。私はこれは設計の欠陥だと思うんですよ。あなたの今の答弁では。私はそこにごみでも詰まってなっているのかという思いがあったんです。各既存の学校が同じ雨降って何にもない。なぜ一番新しい小学校がそうなんです。ここは50ミリ確率の雨量は想定しているわけでしょう、何やるにしても。なぜそういうものが発生するんですか。私、不思議でならない。新しいだけに。はっきり言ってごみが詰まってそう言ったというのはわかるけれども、今言ったといが飲みきれないというのであれば、そういう想定的设计そのものに欠陥があったということになるんじゃないですか。

○柴田管財課長

集中豪雨時点で学校の先生が確認したときは、雨どいが飲みきれなくて水があふれていたという事実を確認しているそうです。ただ、その雨どいが飲みきれなかったのが、落ち葉などにより雨どいが詰まっていたことが原因なのか、それとも雨どいそのものが飲みきれなかったのか、これについては今後研究していきたいというふうに考えております。

○竹谷委員

早急に研究して原因を究明して説明をしてください。はっきり言って設計に問題があったんじゃないかという疑いを持たざるを得ません。はっきり原因を調べておいてください。もし、雨どいに落ち葉等のごみがあったとすれば、なぜ通常管理をきちっとしないのか。ここは少なくとも避難所でもあります。これは私は大変なことです。今回大きな問題にならないで済んだんですけれども、これは通常管理が怠っているということか、それとも設計上でそうっておったのか、きちっと調査をして後日説明をしていただきたいというふうにお願いたいたいですけれども、いかがですか。

○柴田管財課長

まず、その設計がまずかったのではないかということについては、計算上である程度出ますので、その辺についてはお答えできるかと思うんですけれども、日常管理、これについては教育委員会の学校施設は学校長が管理しているものでして、管財課としては毎月日常点検をしていただいて、その報告というのを求めているんですけれども、その中で特に雨どいが詰まっているというような報告は今のところ来ておりませんので、どちらが原因なのか、今後追求していきたいと。そして、明らかになった時点で御報告したいと考えております。

○竹谷委員

今、学校教育どうのこうの、いいです。施設管理は学校校長の管理かもしれませんが、その辺はきちっと整理をしておかなきゃいけない問題だというふうに思いますので、その辺はあなたのほうで調査をして、後で報告をしていただきたいというふうに思います。そして、今後の管理もこうしますよということをお明らかにしてください。以上、お願いしておきたいと思います。

○戸津川委員

240 ページです。高齢者の肺炎球菌予防接種事業についてですが、24 年度は 158 人というふうに出ておまして、未接種者が 5,821 人というふうに出ております。下のほうに肺炎球菌ワクチン、「23 年度の無料期間中に接種したものと考えています」という文言があるんですけれども、23 年度の無料期間中に接種なされた高齢者の人数は何人なのか。

○長田健康課長

23 年度においては、日本赤十字社において被災者への支援ということで高齢者の肺炎球菌を無料で行いました。宮城県内では約 13 万 2,000 人ほど接種をしたようでございます。2 市 3 町では 1 万 5,000 人弱、多賀城市では約 4,000 人というふうな形になっております。

○戸津川委員

23 年度は 4,000 人が受けていながら、24 年度になったら 158 人という、やはり私はこの数字のギャップが今の高齢者の経済の状況を物語っているというふうに思うんです。この 158 人しか受けられなかったというその原因を担当課のほうではどのようにお考え

でしょうか。

○長田健康課長

こちらは平成 23 年度において 70 歳以上の方が無料で受けられました。24 年度については 24 年度中に新たに 70 歳になった方が中心に受けられたというふうな形で考えております。そうしますと、約 700 人前後が 70 歳になられる方ということでありますので、そのうち 158 人が接種したのかなというふうな形で考えております。

○戸津川委員

補助額は 3,000 円となっておりますが、大体の自己負担額はどれくらいになるのでしょうか。

○長田健康課長

こちらは医療機関によって違いまして、料金のほうについては 6,000 円から 9,000 円ということで聞いております。

○戸津川委員

そうしますと、安いところで受けても 3,000 円の自己負担があり、9,000 円のところですと 6,000 円の自己負担があるというふうに考えられると思いますが、この 3,000 円から 6,000 円の自己負担額というのが高齢者にとってどのような、どういう感じの負担になるんだろうかというような、そういう高齢者にとってその 3,000 円とか 5,000 円とか 6,000 円という金額がどんなふうな家計の状態を考えるとどれぐらいの負担になっているんだろうかというようなそういうことを、私は市の人たちはやはり考えていただきたいと思うんですよ。特に保健福祉部長にこれお伺いしますが、今年金もどんどんこれから 10 月から減らされますよね。それ 3 年間で 2.5%減らします、その後もどんどん減っていくということで、高齢者にとっては介護保険料だって上がるし、後期高齢者の医療保険だって上がっていくわけですよ。それに消費税なんていうことになりましたら大変なことになるとと思いますが、そういう高齢者の今の現況をどのようにお感じになっているのでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

今の現状ということでございますが、今回の社会保障制度の改革国民会議の答申から、現在の社会保障制度を維持していくために、将来の若者というか、将来の人たちにツケを残さないというふうなことで、大きな制度改革を求められているわけですが、その大きな方向性としましては、高齢者の方々にも応分の負担をしていただきましょうということが大筋での国民会議の報告書というふうなことというふうに理解をしております。したがって、当然その低所得者の方々につきましては応分の手当といいますか、そういったものも一方では求められているというふうなことを考えれば、特にこの肺炎球菌につきましては一度受けるとおおむね 5 年間その効果があるというふうに言われておりますので、3,000 円から 6,000 円を自分の健康のためにある一定の金額を御負担していただくというふうなことについては、現段階では御理解をいただきたいとこのように考えているところでございます。

○戸津川委員

先ほどどなたかもございましたけれども、やはり多賀城市として国のそういう方針は方針として出てきました。けれども、今多賀城市の高齢者の現況を見るとこういう状況でございます。そしてその自己負担をどんどん求められていくその国の方針に対して、やはり一番現場に近い、高齢者に近いところにいらっしゃるのが保健福祉部長を初め職員の方たちだと思うんですけども、もう私たちが回っていきますと、「本当にどうしろと言うんだ」とこういうふうな声がたくさん聞こえてきます。そういうときに、高齢者に対して多賀城市はこういうことをやってくれようとしているんだとこういうことが出てくるわけですよ。そうしたときに、「いや、国の方針がこうですからこのようにいたします」ということでは、御納得はしていただけないと思います。本当に大変な思いをされているんですよ。私はびっくりしましたけれども、500円玉を握ってこれできょうは何とかしのぐんだと、それが高齢者の実態ですよ。それを目の前にして、私はやはり高齢者の実態をもっと見ていただいて、そのことを感じていただいて、この施策の中に何かその高齢者の現況はこうであると、国の施策もこうであってなお厳しくなるようだから、多賀城市としてはこういう方針でいきたいんだと、そういうものがあるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

戸津川委員がおっしゃるように、低所得者の高齢者の方、またはおひとり暮らしや高齢者世帯の方がふえてきているという事実も私たちも認識しているところでございます。たまたまではございますが、多賀城市は高齢化率が下から4番目というふうなことで、それでも20%を超えました。5人に1人が高齢者というふうなことになります。多賀城市もこれからますます高齢化率が上がって高齢者の方がふえてくるわけですけども、大きな願いとしては高齢になっても元気で地域で生活をしていただけるということが大きな目標といたしますか、狙いでございます。そのために、今後いわゆる民生費の中でも高齢者の方々に対する割合というのは当然ふえてくるんだろうというふうに思います。例えば3,000円の補助金であっても、高齢者が今1万5,000人が2万人というふうになれば、もっともといわゆるそういうふうな民生費の予算が肥大化していくというふうな状況になりますので、例えば敬老会であるとかいろんな制度を見直ししながら、本来必要な高齢者の方々に対するサービスを少し見直しを将来はしていかなきゃいけないのかなというふうには思っているところでございます。

○戸津川委員

やはり一番頼りにしているのは地方の自治体のこの多賀城市なら市にお住まいの人なら、多賀城市に望みを託すわけですよ。国に何ほ言ってもなかなか届かないと、そういう思いがあるわけで、では市として何とかしてほしいんだと、これは私は高齢者の大体の人たちの声だと思います。そういうときに、やはりその声をやはり聞いて感じていただいて、そのことがその施策に何らかの形で反映されるように、私も高齢者の方がいつまでも元気で地域で暮らしていただくという願いを持っております。そのためにぜひ実態をよく見ていただい

て、その実態をどうしたら改善できるんだろうかと、その視点を忘れないでこれからもぜひ
よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○根本委員長

ここでお昼の休憩といたします。再開は 1 時といたします。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 0 時 58 分 開議

○根本委員長

再開いたします。

○竹谷委員

端的にお聞きしますので、端的に答えてください。時間もないですから。

186 ページ、新田南錦町線の道路改良の件ですけれども、24 年度の実績、23 年度と比較
すると 4%しか進捗しないと。その要因は何でしょう。

○熊谷復興建設課長

用地交渉の実績がおくれていたということでございます。用地補償がおくれていたとい
うことでございます。

○竹谷委員

何か原因があったんでしょうか。

○熊谷復興建設課長

新田南錦町線につきましては、用地補償の件数が 22 件ということになっておりますが、残
り 2 件ということになっておりますが、残り 2 件の用地交渉が進まなかったということでは
ほとんど進捗がなかったということになっております。用地交渉、地権者との用地交渉でござ
います。

○竹谷委員

そうすると、その 2 件が交渉で成立しなかったと。そのために 4%しか進捗しなかったと
いう理解でよろしいんですか。

○熊谷復興建設課長

そのとおりでございます。前年度の繰越分とか一部補償費を払った分の進捗しかありませ
んでしたので、実態としてはほとんど進んでございません。

○竹谷委員

そうしますと、この 2 件については既に解決済みというぐあいに理解してよろしいで
すか。

○熊谷復興建設課長

25 年度になりまして、2 件のうち 1 件が相続が解決しましたので、1 件が契約を結んでお
金を支払っているというような状況でございます。残り 1 件につきましては、抵当権の解
除が難しいということで、今裁判所と弁護士を使ってお話ししながら仕事を進めていると

というふうな状況でございます。以上でございます。

○竹谷委員

そうしますと、土地の所有者における相続関係で、極端に言えばじんちゃんの名義になっていたと、そういうようなことも兼ね合いがあるというぐあいに理解していてよろしいですか。

○熊谷復興建設課長

残りの1件につきましては、いわゆる抵当権の解除ができないということです。詐欺まがいの行為に遭ったということで、これ以上詳細は述べられないんですが、所有者と抵当権者で裁判所、それと顧問弁護士というか、弁護士関係に相談をいたしまして、今調整を凶っているということで、抵当権者の設定者と所有者が解決に向けて今取り組んでいると。それを私どもが今支援をしているというふうな状況でございます。

○竹谷委員

では、多賀城市の関係よりも、その土地そのものの抵当権の問題で現在解決するために地権者が努力をしているというふうに理解しておきたいと思いますが、これ相当大きい面積でしょうか。面積は大きいでしょうか。

○熊谷復興建設課長

残っている面積は約218平米、田んぼということになります。218平米になります。218平方メートルになります。

○竹谷委員

これが解決しなければ、この事業の工事に入っていかなければいけないわけですが、この事業が幾らでもそこまで工事をしてそこを待つとか、お互いやってきて待つとか、そこだけあけてその解決に向けて、解決すれば地権者としてはいいですよという了解をいただいているとすれば、そういう工事方法はできないんでしょうか。

○熊谷復興建設課長

基本的に用地交渉が残っている以外の部分を工事を発注いたしまして、最後の補助をもらいまして最後をやるというふうな考えでございます。簡単に言いますと、補償に関係ない分の工事をやるということでございます。

○竹谷委員

ひとつそういうことであれば、多賀城市でどうのこうのと言えない問題がありますので、福室線が大分進捗率よく進んで目の前で見えているわけですので、ここが進まないと、この道路何しているんだという住民というか、地権者もせっかく協力したのにといい思いが出てくると困りますし、また、ある程度主幹道路として位置づけてやっているものだというふうに私は理解しておりますので、ひとつそういうものを含めながらできるだけ目に見えた工事進捗を凶っていただくように努力をしていただきたいというふうをお願いしておきます。次に、259ページ、家庭相談員の関係ですが、この事業が大分明らかになっておりまして、大分いい努力をされて、今日状況の中でいろいろな問題が発生してきているだろうとい

うふうに思っております。そのためには、多賀城市民が幸せに暮らしていくためにもこの相談業務というのは相当強化をしていくことが今日置かれている社会現象の中で必要ではないかというふうに私は思っているんですけども、そのような認識でよろしいでしょうか。

○但木こども福祉課長

昨年家庭相談件数を見ますと、421件の相談がございます。この中には特に虐待であったり、DVの相談というものも相当多くございまして、そういった意味では家庭生活を営む上での不安の解消等、あるいは各種の支援という意味では相当大きなウエートを占めているものと考えております。

○竹谷委員

24年の決算を見て、今後多賀城のこの種の事業については強化をしていかなければ、市民の生活、安心・安全というものを考えた場合に重要ではないかというふうに私は見ているんですけども、そういう見方をされていてよろしいでしょうか。

○但木こども福祉課長

そういった意味では相談内容が非行であったり、虐待であったり、あるいは親子関係、それから福祉制度、四肢障害とか多岐にわたりますので、そういった意味では平成25年度も強化をしながら対応していきたいというふうに考えております。

○竹谷委員

事業の改善が全体計画の中では家庭相談員1名を増員して3名体制にしてきているという状況があります。私は状況によっては増員も考え、視野に入れながら、私はこの事業を強力に進めていくことが、今社会現象からいって必要ではないかというように見ているんですけども、そういうような気構えで臨もうとしているのか、それについての心構えをお聞きしたいと思います。

○但木こども福祉課長

さまざまなケースに対応していくためには、警察あるいは児童相談所等の関係機関との連携というものが重要になってまいりますので、そういった体制というふうなことのあり方も十分検討しながら対応していきたいというふうに考えております。

○竹谷委員

ひとつ、こういう特に子供、それからいろいろな家庭内問題がこの社会現象の中で多いと思いますので、その対応をしていくための体制づくりというものをやはり考えていく。そして、この相談事業の基本的な考え方をきちっとまとめていきながら、やはり必要なところに必要なものを差上げていく。その活動の強化をしていくということが今私は思うんですけども、そういうふうにしていただきたいと思いますというふうに思うんですが、どうでしょうか、部長。

○鈴木保健福祉部長

ありがとうございます。この前の子ども・子育て会議の中でもこのテーマについては取り上げられておりますので、今後強化していかなければならない分野だと思っております。よろしく願いいたします。

○竹谷委員

266 ページ、高齢者生活支援事業の成果があります。私は……、違う、違う。こっちだ。元気回復こもらないで事業です。これ、高齢化時代と言われております大変重要な事業だというふうに思っておりました。高齢者の生活支援事業も一緒ですけれども、具体的な活動として元気でいられるという事業を促進していくというのが、今高齢者の対策としては大変重要な施策であると思えますし、着実にそれが成果があるようにしていかなければいけないというのが大事な事業ではないかというように見ているわけでございます、24 年度の結果を見ますとそれなりの成果をおさめているようでございますけれども、この成果をもっともっと大きく拡大していくという施策が大事ではないのかという見方をしているんですけれども、いかがでしょうか。

○松岡介護福祉課長

今、竹谷委員お話ございましたように、やはり高齢化率が高まっていく、それから高齢者の方々が多くなっていく中で、いかにやはり元気で高齢期を迎えていただく、あるいは高齢期を過ごしていただくという点では、この事業もそうですし、健康課のほうでも実施しておりますいろんな予防事業、そういったものと事業を組み合わせたり、あるいはメニューをふやしたりということで、やはり予防的なものに重点を置いていくという形で取り組んでいければと考えております。

○竹谷委員

特にこの事業は、介護保険も含めて横の連携が大変重要なんじゃないのかと。行事が、事業がダブらないようにしながら効率ある事業をしていく。そして、できればこの成果でいくと、仮設住宅の集会所にとどまった事業になったような嫌いもなきにしもあらずというふうに見ているわけですが、私は地域にやはり根差した活動にするように何らかの方策をとっていくことが大事ではないかというふうに思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○松岡介護福祉課長

お話ございましたように、以前はヘルスプラザあるいは地区の集会所をお借りして実施していた時期もございましたが、震災後は特に仮設住宅の集会所等を利用して、仮設住宅に入居された方々へもそういったサービスが提供できればということでこの事業を実施しておりますが、やはりいずれ今後また時間の経過とともにそういった閉じこもり防止であったり、あるいは予防事業という事業の展開をどのようにしていくか。さらには、同じような事業が重ならないような形でやはり効果的にメニューを展開できるように考えてまいりたいと思います。

○竹谷委員

そうすると、これからの状況でいくと多賀城も高齢者率高くなってくると思いますがけれども、そういうものを健康でいられるような対応というのは、横の連携をしながらある一定の集約をして、地域に出前的にやっていくというやはり基本的な仕組みをまず考えていかな

きやいけないだろうと。AとBとやったけれども、これはこうだからじゃAとBと合わせてやると。では、そこに何が必要なのかということを含めてやはり進めていかなければ、この種の事業はなかなか成功していかないのではないのかと。特に今、高齢者は歩くのも大変という状況もあります。そうしますと、やはりいいのか悪いのかはわかりませんが、送迎というものも視野に入れながら進めていかなければいけない時代になってくるのではないかと。今、バス事業が盛んにやっていますけれども、それと同時にやるのもできるかもしれないけれども、逆にそういうことも含めて進めていくことも私は大事じゃないのかなというぐあいに思いますので、そういう足の問題も含めてトータル的に考えていく時期ではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○松岡介護福祉課長

今お話ございましたように、例えばヘルスプラザにつきましては社協のほうに指定管理を委託しております、指定管理を行っておりますが、送迎の足も確保してございます。送迎も行っております。また、お話ありましたように、シルバーワークプラザのほうについては比較のお元気であるということもありまして、西部バス、東部バス等も利用していただくということもございしますが、いずれやはりその足の問題なども十分そういった公共交通機関とかそういったものも見ながら考えてまいりたいと思います。

○竹谷委員

それから、できれば包括支援センターのあるように、西部の方にも1つ拠点をつくる、中央にも拠点をつくる、東部にも拠点をつくるか、その拠点化を図りながら、そこをうまく活用していく仕組みも考えていくことが大事じゃないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○松岡介護福祉課長

今、高齢者の方々のいろんな相談対応について西部、中央、東部ということで包括支援センター活動しておりますし、施設的なものについてもそういったことでヘルスプラザ、ワークプラザなどしております。特にやはり包括を中心にそういった相談業務であったり、そういったものに努めてまいりたいと考えております。

○竹谷委員

特に多賀城全体でうまく機能するように考えながらその体制づくりをして、高齢化時代に多賀城の対応がすばらしいと言われるような仕組みをつくっていただきたいということをお願いしておきまして、質問を終わります。

○佐藤委員

済みません、もう一つありました。

7-2の261ページの医療費助成事業です。この中で事業費の財源内訳でその他の数字がありますが、これは何だったでしょう。

○高橋国保年金課長

こちら、その他の財源なんですけれども、東日本大震災復興宝くじ市町村交付金となっております。

ります。

○佐藤委員

23年、24年と続いて出ておりますが、ことしも出るのでしょうか。

○高橋国保年金課長

この子ども医療費助成につきましては、県の補助に対象になる分は県補助半分ですけれども、それ以外につきましては拡大につきましては一般財源のほうで実施していくということが決まっておりますので、こちらにつきましては25年度は一般財源で当初予算は計上させていただいております。

○佐藤委員

その宝くじの補助はないということですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

先ほど国保年金課長のほうから、その財源の部分について、その東日本大震災復興宝くじの収益金を充てたというような格好でお話しさせていただきました。東日本大震災復興宝くじは25年度発行する予定がないということでありましたので、この部分にはちょっと入らないという格好になるかと思えます。

○佐藤委員

そうすると、これはもう考えられないということですね。ことしから小学校3年生までやっとこさっとこ実現して、大変子供を持つ親にとっても喜ばれているところでございますけれども、今現在の状況でどの程度の実績があるんですか。3年生まで実現したところで現在の実績がもしわかれば。

○高橋国保年金課長

医療費のほうの助成なんですけれども、月おくれ3カ月、4カ月おくれで助成をするものですから、ちょっと実績のほうはまだつかんでいないという状況でございます。申請のほうなんですけれども、3年生までの拡大の分につきましては、おおむね70%を超えて登録のほうをいただいております。あと、入院ですね。中学校3年生までの入院のほうにつきましては、ちょっと申請登録率のほうは悪いんですけれども、これは個別に勧奨通知をした結果でございます。中には申請しないという方もいらっしゃいますので、そういった状況になっております。助成額につきましては今後実績が出てくるという状況で御理解いただきたいと思います。

○佐藤委員

わかりました。皆さん恩恵を受けているということでは実績が多分大きなものになるだろうというふうに想像できますけれども、それにつけても県の補助金が徐々に減らされているというところではどういうふうなことなのでしょうか。事情は。

○高橋国保年金課長

県のほうの補助なんですけれども、助成額の2分の1を補助するということになっております。それで、助成の対象年齢につきましても、皆さん御存じのとおり全国のレベルでも宮

城県はちょっと最低のレベルといたしますか、ラインに今位置しているという状況でございます。そういったことで本市といたしましても、本市のみならず県内の市町村ほとんどもう拡大がどんどん進んでおりますので、これに対しまして県のほうに補助の年齢拡大、これの要望を出させていただいております。宮城県市長会を初め、それから2市3町広域の要望であったり、それから市長におかれましては直接知事との行政懇談会の席でもこの件については要望を出させていただいているということでございますが、先日、8月29日にその県のほうから要望に対してのちょっと回答のほうが来ておりますので、紹介をさせていただきたいと思っております。

県のほうでは、この全国の自治体が一般財源でいわゆる国の医療制度を補完する形で実施している現状であるという認識があるようでございます。本来は国が責任を持って対応すべきものと認識をしているので、国に対してこれを要望していくというような回答でございました。あと、また一方では、社会保障と税の一体改革の中でこの乳幼児の医療費助成を含めた検討が今なされているということなので、この国の動向を精査した上で対応を検討していきたいという回答でございましたので、これに関しましては粘り強く引き続きこの県内の市町村の助成対象、これに年齢に適合するような補助を設定していただくように、これ要望してまいりたいと思っております。

○佐藤委員

今、課長に私が言いたいことをみんな言われてしまったんですけども、そこなんです。やはり国がやるべきことだというふうななかなか姿勢を知事はずっと持っておられます。その結果、多賀城はそういうところではことしから小学校3年生まで実現したわけですが、自治体の負担が大変大きくなっていくということなわけですよ。多賀城市民の子供たち、宮城県民の子供たちが恩恵を受けないでいるというか、その政治の思いやりというか、温かさを感じられないでいるということについては本当に不幸なことだというふうに思うんです。知事の姿勢が全く本当に骨の髄までそういう思いでいらっしゃるというのがとても私は不思議でならないんですけども、日本国中探してたった2つ、大阪と宮城県だけだという実態を考えると、これはどうしてもやはり知事に態度を改めていただかなければならないというふうに思うんですよ。折しも、知事選があるようでございます。そういう中で本当にそういうことでいいのかということをお首長さんが集まって迫るのもそれも一つの手ですが、この2市3町で首長さんたちで頑張ってもらおうということも含めて、市長、いかがですか。

○菊地市長

今までも事あるごとにさまざまな形で知事にも陳情をしてまいったわけでございます。ですから、知事選があるとか何かではなくて、やはりこれからも継続的にお願いはしていきたいという思いで、気持ちは当然同じでございますから、何としましても子供たちのためにも頑張ってもらいたいというふうに思っています。

○佐藤委員

県議会でも頑張ってもらってはいるとは思いますが、何とかあの人の心に響くそういう行動なり言葉なりを考えていただきたいというふうに思います。実現されないと、大変なのは多賀城市なんですよ。どうですか。

○菊地市長

心に響くというのはなかなか難しいというふうに思いますけれども、言葉を選んでそれなりの表現でお話し申し上げなくてはいけないかなというふうには思います。頑張ってみます。

○佐藤委員

とにかく頑張ってくださいと言うしかないんですが、実際この数字を見ていくと大きな数字になるかと思うと、子供たちの支援をしたいという思いと大変だという思いと、本当に知事何とかしてくださいよ、お願いしますよ。よろしくお願いします。

○戸津川委員

233 ページです。疾病予防、早期発見・早期治療の推進というところでお伺いをいたします。

24 年度においては子供の放射能の健康検査ですね、これは実施されていないと思いますが、今現在に至ってお母さん方が心配になって放射能による健康検査をしてほしいと言ったときに、どこか近隣の病院でそれをやっているところはあるでしょうか。

○長田健康課長

近隣の病院ではそういうところは聞いている箇所はございません。

○戸津川委員

どこの近隣も宮城県内はわかりませんが、私の知る限りではまだ実施されてはいないようでございます。そこで、24 年の早い時期に、「放射能から子供を守る会多賀城」というところから要請が寄せられたと思います。その要請文の回答書が今あるんですけども、その回答書にはいつも保健福祉部長がおっしゃられるようなことが書いてありまして、一番最後に健康検査のところでこういうことが書いてございます。「このようなことから、検討の結果として今のところ放射能検査の実施の予定はありませんが、保護者の皆様の子供に対する放射能への健康不安は十分に理解しておりますので、今後の国、県の検査体制整備への要望を行っていきたいと思います」と、このような回答になっております。その後、国や県に対してどんな場所でどんな要望をしていただいたのか、お答え願います。

○長田健康課長

県のほうでたしか社会福祉の協議会等の話の段階では、やはり市民のほうから放射能不安に対する声が寄せられているということで、その委員にうちのほうの保健師のほうになっておりましたので、そういう機会なんかを捉えまして要望などをさせていただいた経緯はございます。

○戸津川委員

保健福祉部長の立場として県に要望したことはありますでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

その回答を申し上げてからは、直接県に私が申し上げたことはございません。

○戸津川委員

やはり担当課ももちろんですけども、やはり保健福祉部としてこういう実際に被害が露呈したのでこんな不安を持っている人がいるんですと、多賀城市にもいるんですということを、ぜひ県の会議なり、国に要望できる機会があればぜひやっていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○鈴木保健福祉部長

ありがとうございます。機会を捉えて国または県のほうに対して要望してまいりたいと思いますので、御理解を願います。

○戸津川委員

次に、市長にお伺いをいたします。

24年、昨年、第2回の定例会におきまして、私が一般質問をいたしました。市長の御回答の中に、このような文言がございます。議事録を読んでおりますので、そ偽りではございませんので、よくお聞きになってください。「定期健診を医師会と話し合ってみたらということでございますから、ちょっと先生方とその辺どうなのか、私自身も関係してくるお医者さん等おりますので、機会があればお話し合いをしてみたいと思います」とこのような回答でございました。その後、そのような機会はございましたでしょうか。

○菊地市長

余り覚えてはいませんけれども、医師会の先生方とは何回かその件に関して、たしかお話し合いはしたと思います。けれども、どうこうするという話までは至っていなかったんじゃないかなというふうに思っております。大分前の話だったと思うので、ちょっと記憶が薄れています。

○戸津川委員

大変残念です。私は、お母さんたちと市長は懇談もなさいましたね。市長はじかにお母さんたちとお会いになって懇談もなさいました。その場所でお母さんの代表の方が「多賀城市の子供の命をあなたに預けたんです」と、「多賀城市の子供を生かすも殺すもあなたの手にかかっているんですよ」とこういう強い御要望があったことを記憶しております。そこで「何とか頑張ってみます」というふうにお母さん方にもお約束をされたんです。私にもこのように回答しております。余りにも忘れたとか、遠い昔のことのようにおっしゃいますけれども、24年の第2回の定例会で私が質問したことに対する御回答でございます。どうぞ議事録をごらんになってくださいませ。そのように回答しておるんです。やはり議会でそのように回答したことについて、覚えておりませんか、そういうことでは私は困ると思います。特に子供の命の関係する大事なことでございますので、この発言は重いと思います。どうぞ医師会に対して今後どのようなアタックをなさるのか、もう一度御答弁をお願いいたします。

○菊地市長

先ほど言ったのは、私、「医師会と話したけれども、そのことが結果的にどういうことだったか、ちょっと大分前のことだったので忘れまして」と言ったんですよ。ちょっと勘違いしていらっしゃるんじゃないかなと思いますけれども。

○戸津川委員

それにしても、たくさんのお仕事を抱えていらっしゃいますので、失念することがあると思います。けれども、そのことが医師会の話し合いの中でどういう結果だったか忘れたということは、私にとってはとても腑に落ちないことでございます。お母さん方と必死になって訴えられたあの気持ちにどうぞあの場面を思い出していただきまして、私はこのことは多賀城市のみならず、やはり県や国が動いてくれなければ多賀城市独自でどうこうするということはできないと思いますけれども、いわゆるその発信元になるのは市長であると思います。仙南のほうはもっと大変でございますので、一生懸命やっているところもございましてけれども、私は今でもその内部被曝の現状は続いていると思いますし、汚染水の問題も続いております。現に、福島では 100 万人に 1 人から 9 人だと言われている子供の甲状腺のがんが、実際には 10 万人に 1 人のこういう 10 倍以上の割合で発症しているわけですよ。今 21 万人を検査したら、18 人は甲状腺がんになっていた。18 人、25 人、ごめんなさい。25 人はその疑いがあると、こういう検査結果が出ているわけでございます。こういう検査結果から見ても、私は「いやあ、遠いから大丈夫だ」などというそういうのんきなことを言っていたら、本当に取り返しがつかなくなると思います。甲状腺がんのこの検査を何とか医師会を挙げてやっていただくようにこれからも発信を続けてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

医師会と塩釜地区の地域医療懇談会等もございまして、そういう席上でぜひそういう声を発して、先生方の御意見もお伺いしてみたいというふうに思いますので、御理解を願います。

○根本委員長

ほかに質疑ございませんか。深谷委員。

○深谷委員

済みません。ちょっと素朴な疑問で、252 ページの放課後児童健全育成事業なんですけれども、これ、その対象が背景に保護者の就労で昼間家庭において保護を受けることができない児童に対し、適切な遊びの場及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ると。意図が保育に欠ける小学校 1 年生から 3 年生というふうに、放課後をひとりで過ごすことがなくなりますというふうにあるんですけれども、その利用料のところで生活保護世帯というふうにゼロ円というふうにあるんですけれども、その生活保護の世帯で基本的に生活保護というのは働けなかったり、その収入を得る行為が難しいということで保護費というもので生活をするのであれば、その保育に欠けるという状況が何らかの形で生まれるのかなとい

うふうに感じたんですけれども、もしそういった事例と対象があれば、それは保育に欠けるという表現じゃないんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○但木こども福祉課長

保育に欠けるというふうな状況からしますと、疾病であったり、そういった部分も含まれてまいりますので、就労に限らずその保育をすることができないというふうな家庭につきましては、留守家庭児童学級を御利用いただいているというふうな状況でございます。

○深谷委員

そういった方はずっと日常通常ずっと 24 時間難しい感じですよ。放課後のこの例えば今小学校 3 年生でも 3 時ぐらいに終わって、6 時までの間の 3 時間だけ要は見えてあげるというふうな感覚だということになりますよね、今の課長の答弁ですと。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

個別のケースなのでいろいろ言いませんけれども、例えば子供さんが 5 人とか 6 人とかいらっしゃっていて、お母さんが働いていて、働いていてもやはりその家庭の最低生活基準を下回ってれば、その差額は生活保護として出るわけですので、そういうケースの方が留守家庭児童学級なり保育所を利用しているケースというのは、これはございます。

○深谷委員

了解です。そういったケース、多分子供の数にしてもいろんなケースがあると思うんですけれども、ちょっと生活保護世帯というので僕の頭の中にそういうケースが想定できなかったのでお伺いしました。

それともう一点ですね。平成 24 年度多賀城市震災復興計画の進捗状況報告書の中の 38 ページで、結構あるんですけども、この事業名 3 の福祉避難所広域整備事業ということで、これちょっと前回質問した経緯もあるので、それ以外でもこの事務事業関係で事務事業数がゼロというものがあって、予算の執行、23 も 24 年度もないようなものに関してというのは、これちょっと全体のその 10 年の計画のやつがないので、例えば再生期から始めるものだからここに書いてないということなのか、ちょっとその辺についての御説明をいただきたいんですけれども。

○鈴木震災復興推進局長

まず、事業に記載のあるところにつきまして、金額がゼロというのは、人件費のみの事業でございます。支出が伴わない人件費のみの事業で扱っている部分がそういう書き方にしてございます。

それから、網かけの下に事務事業がないようなこの 38 ページで言うところの 3 番のようなところについては、まだこれらについては着手できていないというものでございます。

○深谷委員

これらをその着手率がではこれは 100%になることはない、ここには記載の数字としては上がってこないということになるんですかね。その上の 93%というところには入ってこな

いということ。

○鈴木震災復興推進局長

この表で言うところのこの上の着手率の分母が14になってございます。この4-2の避難拠点と避難経路の確保のこの中の復興計画は1から次のページの14まで項目があって、ですから今回やっていない3番についても分母の中には入っていないということになりますので、実施はこれだけしていない項目がございますので93になりますけれども、これが実施すると100になるという形になると思います。

○深谷委員

ああ、そういうこと。では、人件費ということで人件費等の行為の中では話は進んでいっている部分はあると。ちょっとその話が進んでいっている部分についてはどのように話が進んでいっているのか、お伺いすることは可能でしょうか。

○鈴木震災復興推進局長

それらについては具体的に項目ごとになってきますけれども、今深谷委員がおっしゃっているのはこの38ページの8番、9番の話ということで……（「3番」の声あり）3番。3番については、事務事業を記載してございませんので、まだ事業に何も着手していないという状況ということ。人件費だけの事業はこの8番とか9番にあるように、ゼロ円と書いてあるのが人件費だけの事業なので、それらは我々のマンパワーで事業を進めているんですけども、3番については進捗率ゼロと、まだ触っていないという扱いになってございます。

○深谷委員

福祉避難所広域整備事業については、一つも触れていないということなんですね。これは鈴木室長のところでやる内容ですか。それとも、保健福祉部ですか。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

6月に深谷委員のほうから御質問あった件なんですけど、24年度ではゼロです。現在の状況なんですけど、24法人、60数カ所の施設があるんですけども、そちらのほうと締結を結ぶ方向で今ございます。これがまず主に高齢者施設なんですけれども、それらをまず考えています。それからあとは身体障害の関係の施設ということも第2弾として考えてございまして、それからあとはそれらが整備された段階で、次は県外のほうの施設ということで、何段階かに分けて計画はしてございます。今のところ、先ほど申し上げましたように県内高齢者中心の24法人のほうと近々といえますか、締結をするところまで来てございます。

○深谷委員

わかりました。いろいろ議論はしたいんですけども、24年度の決算なので25年度のことについては25年度のときに質疑させていただきます。

○根本委員長

以上で政策1から政策2までの質疑を終了いたします。

● 政策3～政策4 質疑

○根本委員長

次に、政策 3 から政策 4 までの質疑に入ります。

資料で言いますと、資料 7-2 の 299 ページから 357 ページまでとなります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

伏谷委員。

○伏谷委員

まず初めに、300 ページの学校支援地域本部事業、続きまして 316 ページのソーシャルワーカー活用事業……、何ページまでだったでしょうか。（「357 ページまで」の声あり）では、その 2 件で。

この学校支援地域本部事業なんですけれども、震災がございまして事業が実施されていないということですが、これは週 5 日制の中で地域とのかかわり、子供たちの生きる力をとということの取り組みの地域連携というところで、地域とのかかわりを持っていこうという事業手法の一つというふうに認識しております。その中で、こちらの 299 ページの基本事業の中にありますように、目標値が 27 年というふうになっております。27 年には対象が 10 校でありますので、多賀城の全体の中学校区がこれにカバーされるというふうに思っていますが、24 年のこの結果を見て、この状況で 27 年のところに全校が対象になるのか、その辺の確認をしたいと思います。

○武者生涯学習課長

震災による東豊中学校区の停滞という形で、ちょうど始まって 1 年のときで、その辺コーディネーターとか、あと地域を支援する方も被災したわけですから、積極的な推進はしてこなかったということですが、今その停滞していたことし東豊中学校にも着手した。今、組織づくりをできつつあります。今、10 月、11 月にはスタートしようということで、もう計画も進んでおります。あと本年度、新規事業として第二中学校区に山王小学校含めた支援本部を今これも東豊中と同じように進めておいて、コーディネーターの選定も終わっていますし、それを支えていただく方たちのお話もできていますし、あと地域に対しての説明もできています。学校とのもちろん連携もなんですけれども、そういったことからいいますと、ことし 25 年度ですから、今 2 校が今年度の 10 月、11 月には大体立ち上がるということから見ますと、大体 27 年度中には 4 校の中学校区を包括するその学校支援地域本部事業が大体全校、全地域でスタートできるでしょうという計画のもとにここには記載しております。

○伏谷委員

この平成 14 年から週休 5 日が完全に 4 月から実施されているということで認識しているんですけれども、その後からなかなか地域とのかかわり方が逆に希薄になってきたのではないかなというふうに思っております。そんな中で、やはりより地域との連携をとということとでこの事業を進めていくということについては大賛成なんですけれども、できればやはり一緒にというふうな、各校スタートラインを一緒にして全校で中学校区 4 校で同じような

ことで進めていっていただければ、いろいろ問題はあろうと思うんですけども、やはりスタートラインと一緒にこの2年停滞したということもあるので、進めていっていただければなど、逆にこの2年間でできなかったところだと思っただけでございますが、今お話の中ではまず二中をということで、27年ぐらいまでにはということなんですけれども、前倒ししてできればもう早い段階で二中のその説明会もしているということでございますが、それに余りタイムラグを生じない時期に、できれば多賀城中学校も含めた、高崎中学校の2校、これもできないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○武者生涯学習課長

事業のボリュームでいいわけはしたくないんですけども、今一方子供たちの居場所づくりで放課後子ども教室を多賀城小学校と八幡小学校で開設していると。ことし東小学校のほうに着手しました。それも10月くらいにはスタートできるという見込みを持っています。全体のボリュームからすると、やはり今の人員とか地域の力をかりながら、力の注ぎ方を全部すごいパワーで全地域に注ぐというのなかなか難しいこともありますし、やはり1つずつ確実につくっていくということが一番どちらにしても早道なのかなと。

あともう一つは、地域性はありますけれども、その多賀城市の方針としてこのようなものを目指していくというものをつくったときに、次の支援本部立ち上げのときに、ある程度見本にもお手本にもなって、次のところがその辺の支援いただく方に御理解いただきながら進めやすいという点もありますし、そのようなことも含めると、27年度ですから一遍でつくるよりもあと2年待っていただければ、何とか全地域につくるような努力をしていきますので、その件は御理解いただきたいと思います。

○伏谷委員

なかなかやはり震災後、地域が一つになろうという意識でいろいろと各地区も考えてきたとは思いますが、逆にばらばらになってきている傾向もこれは否めないのかなと。そうした一つ何か方策として、やはりこういうことがあると、何か一つのまとまりにも、地域の一つの核づくりにもなっていくのかなというふうなことでお話をさせていただきましたので、今のお話の中でやはり確実性を高めてということでございますので、それも含めなるべく早い段階で4校がスタートできるような対策を整えてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、続きまして、スクールソーシャルワーカーの件なんですけれども、24年度の実績を見ますと、やはりかなりふえているなというふうに思われるわけです。これはやはり必要不可欠なことになってきているということを考えているんですけども、一般質問なんかでも昌浦委員、それから深谷委員もこの大切さに非常に比重を置いて25年の今回の補正にもスクールソーシャルワーカーを単費でということになっています。本当に今学校で起きていることが、やはり一般ではなかなか感じ取れないぐらいに大変な状況にこれを見らなっているのかなというふうに思います。その中で、スクールソーシャルワーカーへの相談ということについては児童生徒も当然のごとく保護者の方もあり、なおかつ先生もとい

うことでいろいろ相談があると思うんですけども、教えていただける範囲でどういうふうな構成といたしますか、どのくらいの相談件数が各ところから上がっているのかなという事で伺わせてください。

○麻生川学校教育課長

ただいま委員おっしゃいますとおりに、昨年度から大変相談件数が増しております、まず大ざっぱに申し上げますと、家庭関係での御相談が大変多いということでございます。相談の中身としましては、お子さんたちというよりも、御家庭からの相談というものが多くございまして、中身に関しましても家庭の問題、それからお子さん同士の友人関係に関する問題が中でも多いということになっております。ここ数年ですけれども、やはり家庭の問題が突出しているというのが特徴だと思われまます。そして、この件数なんですけれども、資料のところの活動指標のところにありますのは延べ人数になっておりますので、同じ御家庭が何回もという場合での数え方もしているということをお理解いただければと思います。なお、今年度に入ってますます伸びていきますけれども、やはり傾向的には家庭の問題が一番多いというのが現状でございます。

○伏谷委員

事業を立ち上げるときには不登校ややはり問題行動なんかは学校でということへの特にやはりいじめが問われてきたときに、このスクールソーシャルワーカーの活用ということになってきたと思うんですけども、正直やはり震災後 2 年と半年が経過しましたが、よく先生方にお話を伺うと、直後ではなく 2 年後、3 年後にいろんな問題行動が起きてくるのではないかなというふうなことを伺っておりましたが、やはりそれは現実的に多少なりとも否めない事実かなというふうに認識しております。そういった中で、震災から 3 年目を迎える今時点において、今後もやはりこの震災の影響としてかなり諸問題が多様化しているのかなというふうにその背景を見るんですが、その辺の認識というのはいかがでしょうか。

○麻生川学校教育課長

この点に関しましては、私どもでも昨年度からということで認識を持っておりまして、この間県のほうの子ども総合センターのほうと情報交換もしているところなんですけれども、震災後のこの 3 年の影響という部分がまず子供たちに与えている影響という意味では、震災直後の心の問題というところから、震災後期という部分に入ってきているという分析を子どもセンターのほうではしております、今の状況は大変親御さんたち、御家庭のほうが大変震災のストレスを受けているという状況があるのではないかなという分析をされております。そのストレスがあると、家庭の中でいろいろな大変なお子さんのお問題があったりとか、発達上の課題があったりするような御家庭では大変それが子供たちに影響として出やすいということで、3 年目あたりからやはり子供たちへの影響が大きく出てくる時期になるのではないかなというふうな分析をされております。私どもはそれを一つの理論として受けとめまして、それが今多賀城の現状にどのように当てはまるかどうかということについては

ちょっと今研究を重ねているというような状況でございます。

○伏谷委員

今後、3年後もやはりこのようなことが継続されるのではないかなというところを感じ取っているわけでございます。今の中学校3年生の子供たちも当時小学校6年生だった。今、結構低学年から三、四年生になってきている子供たちにいろいろな問題行動も出てきているというふうなことも伺っております。中学校としてのそのソーシャルワーカーの位置づけで小学校にも来ていただけるというふうな要望があればということではございますが、やはりこれは小学校のところで家庭が主ということではございますけれども、きちんと対応しておかないと、やはりこれが後発的にどんどん広がっていったときに非常に怖さを感じますので、ここの事業への人員の、次の補正にもあるので補正のときにちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、この辺のところは本当によろしくお話ししたいと思いません。

○根本委員長

ほかにございませんか。

竹谷委員。

○竹谷委員

先に今のスクールソーシャルワーカーの関係ですけれども、ちょっと問題私重視したのは、成果と向上の中のくだりの文句として「質の高いケースソーシャルワーカーが人材確保が大きな課題となっている」というふうに記載されております。この課題解決のための施策はどのように考えておられるのですか。

○麻生川学校教育課長

この質の高いスクールソーシャルワーカーという形での人材確保に関しましては、今すぐなかなか難しいという状況を感じておるんですけれども、一つはスクールソーシャルワーカーだけではなくて、スクールカウンセラー、それからその他の支援員が多賀城にはおりますけれども、こちらの方々とネットワークによる相談活動の充実ということを繰り広げることが一つです。もう一つは、その人材の確保という部分ではスクールソーシャルワーカーの実習の場という形で、ほかの地区のスクールソーシャルワーカーをこの多賀城のスクールソーシャルワーカーの方のところで実習を受けていただきまして、かかわりをつけながらそのような形で研修という形で力を伸ばしていただくような機会を提供するというところで、多賀城とのかかわりをつけていきたいというふうに考えております。ただ、ことしそのことについては実行はしているんですけれども、まだ具体的な人材のほうはこちらのほうに見つかったという報告がないものですから、まだ行っているわけではございません。

○竹谷委員

今、伏谷委員からもありましたように、相当重要な子供たちのこれからの生活設計も含めて大変重要な役割を持っているんじゃないかと。そして、24年度の決算においてこういう課題があるとすれば、それにやはり集中して解決に取り組んでいくことが必要ですし、それに

例えば教育課の人材が不足であるとすれば、その増員を要求してでもこのことを実現していかなければいけないというような課題ではないかというように私は受けとめたものですから質問させていただいているんですが、今は難しいじゃなく、その難しさがどこにあるのかということをしちっと課題を明確にしながら、それを一つ一つつぶしていかなければ、私はそう簡単に克服はできないのではないかというふうに思うものですから、その辺の原因究明というものも、原因究明というか、環境というものを十二分に考え合わせながら、どうやればいいのかということをやはり答えを出していかなければいけないのではないのかなというふうに私は思うんです。多くの方々のネットワークも必要でしょうけれども、多賀城としてのそういう施策、基本方針を持って当たっていかなければいけない。そのために何が必要なのかということをはっきりと私は目的意識を明確にしていくことが大事じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○麻生川学校教育課長

このスクールソーシャルワーカーに関しましては、全県的に人材が欠けているということもございまして、ここ2回ほど県のほうにも相談に参ったところでございまして。県のほうでも人材確保というところで大変苦労しているというふうなお話がありまして、県のほうとも相談をしながら、また、県のほうではスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの活用という形で担当がいますものですから、ここのネットワークをつくるというのがまたちょっと難しい課題がございまして、その課題が解決できるような形での県のお願いということも申し上げていまして、県と足並みをそろえながらより相談活動が本当に充実できるように、もう今すぐの問題だということは重々認識しておりますので、具体的な課題として何が問題になっているのかということは研究していきたいと思っております。

○竹谷委員

教育長、やはり現場の課長さんが一生懸命頑張っているわけですから、県とのパイプが相当お持ちの教育長が先頭に立ってこの事業、この問題を解決していくんだという気構えで取り組んでいただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○菊地教育長

とりわけ震災後、子供たちの心の問題というのは大きな課題であります。今のところと申しますか、優秀なソーシャルワーカーさんがいてもらってやってもらっているんですが、そもそも県内にその資格を持ったソーシャルワーカーが非常に極めて少ないんですね。ですから、県のほうともとりわけこの震災を受けた地域に対してはそういうふうな方々を送ってもらうようにお話ししているんですが、なかなかその資格を持って実際にやれると。ただ、資格があればどの町でもうまくいっているのかということ、なかなかそれも難しいものですから、うちでは教職員と一緒にそのソーシャルワーカーの資格は持っているわけですが、いろんな研修を重ねながら今進めているというふうなことで、今後とも県のほうには要望というふうなことをしますが、まだ十分多賀城市としてもそういうふうな子供たちに対応できるような措置を考えていかななくてはならないというふうに思います。以上であります。

○竹谷委員

私も長年青少年健全の事業には携わってきておりますけれども、やはりこういう成果の中でこういう価値として見た場合に、やはり早急にそういう対応をしていかなければ、我々のボランティアでの活動を幾らやっても、なかなか成功していかないのかなという気もいたしますので、ぜひともそういう体制を早期につくっていただくように要請をしておきたいと思います。

次に、戻りますが、301ページの放課後子ども教室の推進についてありますが、ここにも成果と向上の中で課題があるように見受けさせていただきました。この具体的な取り組みを検討、地域との信頼度を得るような具体的な活動をしていかなきゃいけないというふうに課題として考えているようでございますが、その解決のためにはどのような施策を講じようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○武者生涯学習課長

まず、基本的には先ほどの学校支援地域本部事業ではないんですけれども、子供たちの居場所づくりというのを基本にして、そこにそれぞれ指導員といいますか、こちらでは安全管理員と呼んでおりますけれども、それが子供たちを面倒を見ていくような形になるんですけれども、基本的には地域から出ていただきたいというのが基本的な姿です。地域が支えるような形で放課後子ども教室を支えていくんだというのが基本的なその事業のスタイルじゃないかなというふうには思っております。ですけれども、今のところまだ始まったばかりの事業で、そのボランティアと言われているその支える安全管理員の数も足りないことから、いろんな形で地域やPTAを通じて募集はしておりますけれども、なかなかどちらかという年齢が高い方が応募していらっしゃるのがありますし、地域に限って集まってくるわけでもなくて、多賀城市内のどこなら手伝ってもいいですよというふうな形で集まってくると。

今回新たな挑戦として、東豊中学校の学校支援地域本部事業がまた再スタートすることにあわせて、その放課後子ども教室を東小学校に指定して進めております。それは、基本的に今言ったような地域の方たちの支えがあってその放課後子ども教室を運営していくというのが、学校との連携にもつながるという意味からすると、将来的には本部事業の中に放課後子ども教室がすっかり組み込まれていて、地域本部が放課後の子供たちの居場所づくり、支えをしていくんだというようなスタイルにしていきたいなというふうな形で考えております。それをパイロット的に東小と東豊中学校区の本部事業、どちらもことし立ち上げまして将来的には形にしていきたいなというふうに思っております。

○竹谷委員

先ほど本部事業についても質問がありました。やはりそうであれば、本部事業の中にこういうものを取り入れていくんだという基本的な考え方をお示ししておくことが大事ではないかと。単体じゃないよと、連携がなければだめなんだということをきちっとやはり明確にしておくことが大事だと思うんです。これは地域本部なら地域本部だ、これはこれじゃなく、

その中の一つの連携作業だよということをきちっとしておかなければいけないんじゃないのかというのが1点気になります。

それから、地域のスポーツ少年団の関係をどうしていくのか。これはスポーツ少年団だけじゃなくて文化活動もありますので、そういう点をどうしていくのかということもやはりきっちりと整理をして進めていかないと、私は問題が出てくるんじゃないのかというふうに思いますので、その辺はどのように考えていますか。

○武者生涯学習課長

この事業につきましては、どちらも本部事業も放課後子ども教室も国の制度に基づいた県からの委託事業として、そもそものそのスタイルというのは国が示したようなスタイルに最初は乗ってきて進めております。今後、その辺の多賀城市の今の考え方も含めまして、新たな形に変えていかなくちゃならないなということも含めまして、今後の計画の中にはその辺のところも十分加味しながら、その学校支援と、あと放課後子ども教室が連携できる、また地域の核になっていくような事業の推進計画をつながりがあるような計画として考えていきたいと思っています。

あともう一つ、スポーツ少年団、これもやはり多賀城市では子供たちのスポーツ活動というのは、これは地域の核になるものですから、十分支援していかなくちゃならないと。この活動においては学校の理解も必要だと。あと地域の理解も必要だということが大きな課題はございますが、これも含めて震災後のその復興には子供たちのスポーツは欠かせないということも含めて、強力にそのスポーツ少年団の御理解を得ながら、地域の中の活動としてどのくらいそこと連携できていくのかということも課題としながら進めていきたいと思えます。

○竹谷委員

補助事業との関係もあるんでしょうけれども、私はそれを活用して多賀城らしい、多賀城にふさわしい、やはり放課後子ども教室、また、地域本部のやはり仕組みにしていけることが大事じゃないかと。そうでないと長続きしていかないというふうに思いますので、その辺を私は考えていただきたいなというふうに思います。

一つの基本として、私はこういう事業の中で学校地域本部事業もそうですが、私は地域のつながりというのは地域での挨拶運動だと思うんですよ、一つは。地域の中で挨拶もできない子供が地域とのつながりというのはあり得ないと私は思っているんです。学校教育の中では今いろいろな問題もありますので、余り知らない人には声をかけるなというあれもあるんじゃないかと思うんですけれども、私はやはりこれは地域と協働してものをやっていくにはそこがスタートじゃないかというふうに思っていますので、その辺もひとつ運動、活動の中での片隅に置いておくことが大事じゃないのかというぐあいを感じているんですけれども、いかがでしょうか。

○武者生涯学習課長

挨拶というのは人間として基本的なことですので、これはどこで考えるかといったら、まず

家庭で、学校で、地域でというふうなところで全員が考えていかなくちゃならない問題ですし、今委員がおっしゃるように子供、活動が地域が支えるということは、地域のコミュニティの推進においてもかなり大きな効果もありますし、あと地域の団結という核の問題でもかなり中心になって、しかも行政としては一番入りやすい部門で支援しやすい部門と私は理解しておりますので、その辺も今の事業の中でその挨拶なんかも含めまして、指導員の教育も含めまして十分進めていきたいと思えます。

○竹谷委員

昔のことを言うと笑われるから言わないんですけども、今の子供育成会の発祥のころ、子供親子会という多賀城の独自の活動をやった経過も理解しております。その中の一つの標語は「地域の皆さんで挨拶運動をしよう」という一つの活動理念があったやに記憶しております。そういう意味では、もう一度やはりそういうものの原点を地域のかかわりの原点は何かということをやはりかみしめながら、こういう活動に新しい活動に行くときにはやはりそういう挨拶というものを一つの基本にしていくということが大事ではないかというぐあいに私は思っております。そういうことを含めてひとつこれからも活動の中で生かしていただければということをお願いしておきたいと思えます。

もう一つ、いいかな、もう一点。

317 ページ、318 ページ、ここに小学校の施設維持管理並びに中学校の施設管理維持があります。多小の雨漏りの件はわかりましたのでいいです。ここで私が確認したいのは、学校の施設の関係で旧態依然の学校の関係でトイレは和式がほとんど。洋式がなかなか少ないと。昔、私、この委員会の中で提言して公共施設には洋式トイレを増強していく必要があるのではないかという提言をさせていただきまして、小学校とか、特に多小の建築に当たっては父兄からのアンケートをとりながら、和式と洋式がどっちが何%、何%とりながら、洋式を多くもう導入した経過があったというように理解しているんですが、現在の学校単位でそういう和式トイレと洋式トイレの把握というのはされておるんでしょうか。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

各学校単位で男女別で和式、洋式の把握はしております。

○竹谷委員

多分多賀城二中は大分もうすごい近代的なトイレになっております。多賀城中学校はまだ見ていないのですけれども、旧態依然じゃないのかなというふうに思っておりますが、もしデータとしてあるとすればそれを見ながら、私は現在の家庭様式が洋式化されているという現状を見れば、学校でのトイレも洋式へ切りかえていくという指針を持つべきだというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

その和式と洋式のございますけれども、はっきりとした明確な指針という形ではございませんけれども、それぞれ各学校ごとに大規模な改修等を年次計画で行っていったるわけですけれども、そういった中で和式から洋式への切りかえなどをしていっております。

す。現在の計画の中では、小学校で70%、中学校で50%を洋式の目安に進めていきたいということで考えてございます。

○竹谷委員

これをどういう年次計画で持っていくのかというのが大事なんですよ。24年度は全然やられていないと思うんですけども。そうやりたいという目標があっても、どういうぐあいに進めていくのかと。城南小学校は今度大規模改築がありますから、多分そのときに着手するんでしょうけれども。以外の小学校は多小はもうやっておる。そういうものを年次的にこうやっていこうと。学校側ときちっと協議をしてやっていかなければ、いや、こうやりたいんだ、やりたいんだとただ口だけやったって、それは事業が進んでいかないんじゃないかというぐあいに私は思うんです。家庭生活がそうになっていますし、学校でのそういう用足しが嫌ってうちまで帰ってきて、うちに一回帰ってきて用足しをして学校に行くという生徒もいるやにも聞いています。それでは学校のものに学校として私は問題があろうと。やはり施設管理としてきちっとそういうものは整えていくというのが行政に課せられた課題ではないかというふうに思うんですけども、そういう意味におきまして年次計画を持ってきちっと進めていくということが大事だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

その計画的に進めていくということは確かに今委員おっしゃるとおりかと思います。トイレのところだけということでもなかなか進められにくい部分もございまして、これまではその大規模改修等の校舎全体の改修の中でそれらの部分について一定の割合を確保するような形で進めてきておりますので、今後ともそのような形で進めてまいりたいというふうに思っております。

○竹谷委員

どうしても、どうしてもそういうものが時間がかかる、時間を要するという問題があります。そうであれば、とりあえずここには1階に2カ所なり、2階に2カ所なり、3階に2カ所なり、そういうものを部分的に活用できるようなものを工夫していくというのが大事だと思うんですよ。臨時的に。全部やらなきゃどうにもならんじゃなく、そうであればそういう環境に合わせるように1階に2カ所なり、3カ所をではつくっていかうかということだっで私は大事じゃないかと思うんです。そういうやはり施策を打って事業を進めて環境を整えていかなければ私はまずいのではないかと思うんですけども、いかがですか。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

その全体的な改修の中でというのも一つございまして。あと、個別にそのトイレの改修等が必要になる場合などについては、個別にということもございまして、その辺合わせた形で今後とも進めてまいりたいというふうに思っております。

○竹谷委員

ひとつ研究をしていただいて、環境の整備に邁進していただきたいということ、多分この24年度の決算では一つもやっていないというふうに思いますけれども、そういうことでは

困りますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○根本委員長

ここで休憩を行います。再開は2時25分といたします。

午後2時16分 休憩

午後2時25分 開議

○根本委員長

再開いたします。

昌浦委員。

○昌浦委員

昨年からは子供の貧困解消、そして子供の貧困解消のためには学力というものが不可欠であるという思いで一般質問を続けさせていただいておりました。今9月議会もその辺に関連した質問を出しておるんですけども、ここでは2つ、それも教育に関するところで、最初は310ページ、次は316ページということで質問させていただきたいと思ひます。まずもって、学力向上パワーアップ事業、「スコール」というのはギリシャ語なんですね。多賀城スコールというのをやったということで、それでこれを見ますと、何ですかね、家庭教育の講演会なさっているんですけども、参加した親御さんが49人だけだったと。これね、これは全小中学校の保護者を対象に御案内されていらっしゃるんですか。

○麻生川学校教育課長

そのとおりです。全小中学校に御案内を差し上げております。

○昌浦委員

全小中学校の保護者を対象にした割には、この数字というのはどうお考えになります。私はちょっと余りにも少な過ぎるのではないかと思うんですよ。49人というのはどうしてその49人になったのかというのを解析されていらっしゃるんですか。

○麻生川学校教育課長

私どもももう少し来ていただければうれしかったなというふうには思っておりますけれども、開催したのが夏休み明けということと、それから夜の開催だったということで、やはり団らんの時間帯という設定の仕方とか、そのような研修会の設定自体少し問題があったのかなというふうには考えております。

○昌浦委員

行政というのは24年度で終わりでもないので、今の原因等究明したんだったら、次の機会には絶対それを生かしてくださいよ。お願いいたします。

2番目です。成果指標のFに、正答率の全国比100.2%とあります。これ、全国平均と比べての100.2%でしょうか。

○麻生川学校教育課長

はい、そのとおりでございます。

○昌浦委員

前年が98%で24年度が100.2%でありますから、ここでは向上しているというふうに思うのですけれども、本来的にこの24年度は全校ではなかったですよ、たしか。違いますか。ことしの学力テストと違うのではないかと思うのですけれども、いわば全校が参加したんじゃなくて、24年度は希望した学校だけが参加したのではないかと思うのですけれども、その辺ちょっと確認したいんですが。

○麻生川学校教育課長

多賀城市の場合、希望の学校のみのもあったんですけれども、多賀城の場合は全部希望しております、全ての学校が参加しております。ただし、23年度は時期が違っております。いつもやっている時期ではない秋にやっているということでございます。

○昌浦委員

ちょっと比較できないものにはならない、23年度と24年度はね。しかしながら、このスコアを開いて学力向上パワーアップ、これを取り組んだというのはそれなりに評価しますけれども、それにつけても全国平均のほうと比べると100.2というのは、もうちょっと頑張ったのではないのかなと思うんですよ。その辺、これが妥当なところだと思いでしょ、それとももう少し頑張った余地はあったと思われませんか。

○麻生川学校教育課長

この数字につきましては、多賀城スコアでこの全国学力学習状況調査の正答率にどれだけの影響があるのかということについては、これその問題1つだけでもちょっと研究しなくてはいけないことなのではないかなというふうに考えております。もう一つ、この学力向上パワーアップも含めまして学力向上を考えた場合に、2つ考えなくてはいけないということがありまして、まず学校の部分と家庭の部分の両輪でなければならないということが一つでございます。

それから、もう一つは、今ここに正答率というような形で出てくる知識・技能という部分の理解力という部分と、もう一方で学習意欲とか学習の主体性というものを育てないと、この学力問題は解決できないのではないかというふうに考えておりまして、その部分ではこの正答率の全国比につきましては向上という形にはちょっとあらわれてはいるんですけれども、それよりも下の家庭学習の習慣化の割合の部分なんですけれども、このところが低下している。直接比較はできないんですけれども、低下しているところに問題があるかなというふうに考えておりまして、この数字ももちろん研究しなくてはいけないというふうには思っておりますけれども、先ほどのちょっと問題等を含めまして震災後2年から3年という部分で置かれている子供たちの状況の中で、先ほど子どもセンターからの指摘の中に集中力が欠けてくるというような指摘がございまして、そちらのほうとの関連性も考えていく必要があるなということをおもっております。まだちょっと分析の途中でございまして、研究していきたいなというふうに考えております。

○昌浦委員

実は3番目の質問はそれだったんです。実に6.3%も減になっていますよね。家庭学習の習慣化の割合が。確かに震災という未曾有の経験というか、大震災を経験しておるんですけども、それではまだ分析中であって、なぜ6.3%も減ったかということはまだ解析しておらないんですね。もしですよ、それだとしたら、24年度こういう数値が出たのならば、25年度の早目あたりには、もう半期過ぎようとしていますよね。ですから、もう大変24年度の決算ではあるんですけども、これ関連しますので、もう解析されているのであれば、こういう原因だったというのがあれば教えていただきたいですが。

○麻生川学校教育課長

この震災との関連を関連づけられるかどうかというところも問題が一つあるんですけども、一つはこの集中力の低下という部分の問題につきましては、非常にお互いの認め合いとか、震災の当時にはつながりがあるということで、それで非常にきずなというものでみんながつながったということなんですけれども、そういう部分がなかなかなくて自分に自信が持てない、自尊感情がなかなか育たないということが大きな問題なのではないかというこれは仮説でございますけれども、そういう考えから非常に学級づくりとか認め合い、それから子供たちが自信をつくるような経験、それは克服体験のようなもので、できたと思うような体験を子供たちにさせるというようなことが必要ではないかということで、ことしの教育委員会の具体的な重点努力目標には、そのあたりを重点として取り組むということで載せてございます。

○昌浦委員

このページに関して最後の質問になりますけれども、2年間実施されまして、この事業は24年度で終了されましたよね。今課長がいろいろと問題点等々浮き彫りにされて御説明いただいたんですけども、それではこの2年間この事業をやって、今その事業を振り返ってどういう感想を持っていらっしゃるでしょうか。もし、その感想次第によってはこのスコールのようなものを単費でやってみたいな形の方にもなると思うので、どうか2年間やった、特に24年度終了しての御感想と言ったいいのか、こういうところが成果であり、成果ってここにも出ていますけれども、今後これを継続してやっていきたいとか、そういう意味での感想などがおありになったら、回答いただきたいんですが。

○麻生川学校教育課長

この学力向上パワーアップ事業につきましては、24年度で事業が終了しておるんですけども、自主学習支援事業という名前にかえまして、今年度も多賀城スコールは夏に実施をしておるところでございます。この自主学習の習慣づけ、特にその中での主体的に自分で学習に取り組むということにつきましては、どうも秋田県でもそういうような取り組みをしているというようなお話も伺っておりまして、やはり意欲的に自分から学習に取り組むということが学力向上には大変大きな要素としてあるのではないかなというふうに思っておりますので、この自主学習の力を育てるという部分、これはもちろん家庭に任せるとかではなくて、学校は学校でその自主的な力をつけるということを進めながら、家庭とやはり両輪と

なって学力、それはもう生きる力、点数だけではなくて、生き方をもう本当に元気に生きていくという力をつけていくという面でこれからも続けていきたいなというふうに考えております。

○昌浦委員

わかりました。ぜひともそれを続けていただきたいと思います。月に1回ぐらいの程度かな。私の住まいするところには八幡小学校、そして高崎中学校の学校だよりが回覧で回ってくるんですよ。必ずそれには目を通して次の家に持っていつているんですけども、一生懸命学校でもやっつけていらっしやるんですけども、やはり根本となるところで教育委員会事務局が果たす役割というものも当然あるわけですよ。教育機関である小中とはまた別個に、行政機関である教育委員会事務局がなすべきことをきちんとされて、今回のこの事業を延長されていらっしやるのはわかるんですけども、それをより一層充実したものにしていっていただきたいということを要望させていただきます。

次に、316ページのスクールソーシャルワーカーでございます。

伏谷委員、それから竹谷委員、関心がおありのようで、私の項目立てがガラガラと音を立てて崩れてなくなっちゃったものですから、別な質問をさせていただきます。

先ほど最初に子供の貧困解消と子供が貧困を脱する云々というふうに私申し上げました。そこで、24年度の相談の中に、家庭関係、そしてあとは友人関係が相談件数の中で多いんだと、同じ家庭が何回もということでもございましたけれども、それでは貧困にかかわる部分の相談件数、そして解決数、もしおありでしたらお示しいただきたいんですが。

○麻生川学校教育課長

大変難しい質問をいただいたなと思って、今どうお答えすればいいかなというふうには思っていたんですけども、直接的にその貧困という言葉からのイメージで、例えば金銭的というような形の御相談ということでは、ございません。ただ、ここに出てきているさまざまな私先ほどお話しした家庭の問題、それから友人関係というようなお話をしたんですけども、その家庭の問題という部分の中に子供たちの金銭的な貧困というよりも、環境的にそういう環境に置かれている子供たち、先ほどこども福祉課のほうからいろいろな状況が出されましたけれども、そういうような虐待になってしまったり、それからDVになってしまったりというような形のものも貧困として捉えるのであれば、やはりそれもあったというふうな形になるかと思えます。

○昌浦委員

私どもが一般質問した中で、意外とそういうことに起因するものでその解決をしていただく人は誰と言ったら、スクールソーシャルワーカーなんだという一般的な一般質問させていただいたものですから、今24年度はどうだったのかということでお聞きしました。

次に、人材確保のために24年度何をしたかというのは先ほど竹谷委員のほうから御質問があったので割愛させていただきます。

そこで、最後なんですけれども、成果向上の中におもしろい記述があるんですよ。平たくば

っと簡単に言います。小一ギャップをなくすためにも、スクールソーシャルワーカーが果たす役割というのは大きいみたいな、「可能性が開けます」と書いてあります。この文言が非常に気になりまして、24年度の総括にこういうのが書いてあるというので、ではスクールソーシャルワーカー、どのような役割、どう担ってこの問題解決のほうに行くのか、その辺ちょっと紹介、詳しく説明してください。

○麻生川学校教育課長

こちらのほうの記述は、今年度にかけてのお話ということになっておりまして、今年度就学时健診という形で来年度入学する1年生のお子さんたちが健康診断を受ける機会がございますけれども、この機会を活用させていただきまして、スクールソーシャルワーカーがその場にいていただいて、そして大変学校の入学に対して不安を抱いている保護者さんがいらっしゃいましたら、その場で相談を受け付けて、そこから学校に入学するまでの間もある程度の相談をとれるような形での道筋をつけたいというふうに考えておりまして、ただ、ちょっと日程の調整で本人が行けないときもあるので、そのときは学校教育課が相談日を決めて相談日を設定するというような形で、ことしから新たにスクールソーシャルワーカーの活動をふやすというような形でとっております。

それからもう一つは、実は幼稚園のほうにも連絡をとりまして、来年度の就学児の保護者の方、または幼稚園の先生でも構わないんですけども、もしいろいろな御相談があったらというような呼びかけを、幼稚園とあと保育所のほうにも春の段階で呼びかけをしております。スクールソーシャルワーカーを通じて連携をとれていけたらなというふうに考えております。

○昌浦委員

わかりました。すごくスクールソーシャルワーカーの果たす任務の重要性というものを強く認識しました。

そこでなんですけれども、これまでの取り組みの評価ということで「順調である」とここに黒く塗られております。その評価の部分は読むことを割愛しますが、このスクールソーシャルワーカー、非常に第三者機関的にいろいろと千変万化と言いますか、いろいろな役割をこなしていって、こういう役割の人が多賀城の学校にできるならば小学校、そして中学校1校ずつ10人の方がおられれば、もっともっと本当の意味で子供を取り巻く環境というのがよくなるのではないかと思うんですね。先ほど竹谷委員が教育長にお願いをしました。私もどうか教育長、教育委員会全力を挙げてこのようなワーカーさんを1人より2人、2人より3人と年を追ってでも結構ですから増という形で子供の環境をよくするように努力していただきたいと思うんですが、申しわけございません、御回答いただきたいんですが、お願いします。

○菊地教育長

先ほども申し上げましたとおり、スクールソーシャルワーカーのこの働きといいますか、これは非常に大きいものがあります。子供を取り巻く環境の大きな変化というふうなことも

ありまして、ただ、先ほども申し上げましたとおり、県内に今、全国はどうか分かりませんが、県内に資格を持った方々が非常に少ないんですね。また、単なる学校の先生が授業をしてその教科を進めるというふうなものとは違って、多様な方々とのネットワークといいますか、説得といいますか、非常に難しい問題なものですから、その資格がそれではあればいいのかというふうなことになるのと、これもまた一つの課題があるものですから、その大事さというのは十分に私ども学校現場を踏まえまして認識しているものですから、今現在は県教委のほうから派遣してもらっているというふうなことで過大な御支援をいただいているわけですが、今後とも県と相談しながらそういうふうな環境をできるだけ進めていければなというふうに思っております。以上です。

○昌浦委員

確かに県教委と市教委というのは人材の派遣等々では密接不可分だと思うんですけども、市教委単独で、宮城県とかというのは飛び越えちゃって、全国的に少ないということですけども、首都圏とかそういうところに直接募集なんていうのをもうお考えになってもいいのではないかと私は思うんですよ。これをすぐ即答しろと言ったって、立場上いろいろあるでしょうから、その辺も考えていただきたいということは要望にとどめて終わらせていただきます。

○米澤委員

私からは 1 点です。

307 ページの中学校学校生活指導支援事業についてなんですけれども、今スクールソーシャルワーカー、カウンセラー、相当数の相談件数があります。それを踏まえた時点でこの事業が果たして私はこれは連動していかなくちゃいけないのではないかなとすごく思っております。なので、今この学校教育現場で 24 年度からは縮小されて 2 名の配置になっております。今現場ではこの方たちだけで間に合っているのか、もっとやはり拡充しなくちゃいけないものなのかというのをちょっと 1 点それを最初お伺いいたします。

○麻生川学校教育課長

中学校の学校生活指導支援事業につきましては、24 年度から人数が減るという形での活動になってしまったということなんですけれども、このような形にはなったものの、実はこのところ、多賀城中学校と東豊中学校なんですけれども、第二中学校に関しましては県のほうの生徒指導の事業という形での加配を受けることにいたしまして、元警察官の方を緊急の支援員という形で二中のほうに配置しております。それから、高崎中学校のほうにはやはり同じように復興の加配という、要するに先生を 1 人余分につけるというような形の県の事業がございまして、そちらのほうで対応するという形で今年度なんですけれどもしてきております。結局、さまざまな支援員を多賀城市のほうでは雇ってというか、子供たちのために配置しているわけなんですけれども、それぞれ役割は決まってはいるんですけども、みんなが子供たちを支えるという役割をつくっておりますので、その市の支援員と県のほうの加配と、また、県のほうの非常勤の形も今あるものですから、少し減った部分について

は県のほうに要望をしまして、緊急学校支援員という形での加配もっておりまして、一応全体として子供たちを支えていけるような形で考えて配置をしているつもりでございます。

○米澤委員

私も薄々は感じておりました。多賀城市のこの加配、支援員の配置に対してみんなで守っていかうというそういう取り組みというのは本当にすばらしいなと思っていました。実は、先日仙台市で行われたんですが、勇気を持ってその子供たち告白してくれました不登校の子供たち、今高校生になっております。全くの不登校だったんですが、あるきっかけで学校に行くようになって卒業式にも出て、そして今学校生活、高校がすごく楽しいですということを皆さんの前で発表してくれた生徒たちがいたんですね。その生徒たちの話を聞いて、この事業内容をこれまで普通に読んでいたんですが、彼らの言葉を聞いて、まさにこの事業と、それから先ほど言いましたようにスクールカウンセラーの人たちのその連動した形で実際にこれはもっともっと充実したものにならないといけないというのはすごく感じました。実はここの下にも文言として成果の向上の中にあります「教員以外に見守ってくれる支援員の存在が生徒に安心感を与える」と、この言葉でした。実はその会場の中に、「私も支援員をしております。あなた方にも現場にいたとき私たちは何をすればいいんですか」という質問をされた方がいました。実はその生徒の1人が「やはり学校にやっと行けた状態のときって怖いんだ。学校の門をくぐるのがやっと。本当に震えながら行くんです。そしてまた、教室に行くまでの間、みんなに隠れながら行くんです。だから、そのときに『おい、どうした。おはよう』と声をかけてくれる存在の人が自分たちにとってとても大きかった」と言っていました。

ですから、この支援の事業というのは私はもっともっと本当になくさないでほしいし、もっともっと充実した内容、まして今の状態でいろいろやっていただいているというのは本当にありがたいなと思います。ましてそれを本当になくさないでほしい。ましてさらにもっとさらなる充実をお願いしたいと思いますので、その辺また一言だけお願いして終わらせたいと思います。

○麻生川学校教育課長

今お話ありましたように、子供たちですね、やはり安心感というのは周りの大人の方々との触れ合いというのがなかなか今少なくなっている中で大変貴重なものだなというふうに考えております。市のほうの支援員、それから今県でも随分そういう形での派遣をしてくださる制度が整ってきていますので、そちらのほうを十分に活用して子供たちの安心な生活が繰り広げられるように頑張りたいと思います。

○森委員

まず、299ページの施策の成果指標、これと基本事業の3-1-3です。あと、308ページの理科支援事業、そして354ページのごみ減量分別促進事業、3点お願いします。3、4でないの。まだ。また。済みませんね。

まず、299ページなんですが、これの施策の成果指標、これの21年度現状値48%、27

年目標値上昇 65%ですか。こちらなんですけれども、いいんだよね、4 でね。うん。はい。これが実は先ほど昌浦委員の数字ですって悩んでいたことが、あ、これに結びつくんだと思って、この 48%という数字が先ほどのずっとお話の中の 48%、ここの数字が該当するんだなということに気がつきました。多分そうなんだろうなというふうに思います。ただ、3-1-3 の家庭教育力の向上のこの「家庭教育の大切さを認識し、子供を育てています。子供のしつけ等のために学習話し合い工夫をしている」保護者の割合、上昇 85.5%目標値というふうになっております。実際その 27 年度までどのようにやっていくのか。逆に今家庭の学習力、いわゆる家庭での学習力だけではなくて、そのしつけ等広い意味での捉え方があるんですけれども、いわゆる親学だったり、どういうふうにしてこのパーセンテージをはかるのか。それから、どういうふうにしてそれを向上させていくのか、伺いたいと思います。

○武者生涯学習課長

実はこれは具体的な事業は 1 つだけなんですけれども、家庭教育学級、これは各学校に対してお願いしているところなんですけれども、これは県のプラットフォーム事業で進めている事業なんですけれども、各学校とも基本的にはその機会を設けて家庭教育についてその父兄に対して研修会というか、いろいろなものを開くということにはなっているんですけれども、その対象父兄を集める機会もなかなか学校によっては大変だということで、今はほとんどの学校がその新入学生の説明会とか、健診とか、親が出てくる機会にそれを行っているわけです。そうすると、その対象者に対して前年度と比較すると、85%になったりすることもあると。なかなかできなかったという学校もありますので、7 校とか 8 校くらいしかやっていないというような場合もありますので、その年によりましてちょっとばらつきがあるというのが正直なところと、あともう一つは先ほどのお話のように、うちのほうで積極的にやるというか、そのほかの子供たちの育成事業というのはいろんな形を変えてやっているんですが、なかなか家庭教育となってくるとそこに入り込むというのがなかなか学校を通じてとかというところしか難しいのかなと、今の状況ではですよ。ですから、学校にお願いして基本的に学校のスタイルもあるんですけれども、新入生を対象にしたその親に対しての子供のしつけとか、そういう家庭教育についての講座をお願いしているというのが現状でございます。以上です。

○森委員

核家族と言われて久しくなりました。いじめがふえてきたのはそれが原因しているかどうかはわかりませんが、いろんな意味で手を差し伸べる方々、それが家庭であったり、家庭内であったりというふうなこと、あとは地域であったりというふうな、非常に大切なかわりだと思えます。多分直接的にその生涯学習としてのかかわりは難しいというふうなお話ですが、確かにそうだと思います。今この隣のページに、300 ページに学校支援地域本部事業と、要は外部団体、外郭団体、今現在 PTA が多いんですけれども、実質 PTA の中でもその親御さんが出てこられる機会が少なく、なかなか来てもらえないというふうな同じような問題です。ですから、そういう部分ではモンスターペアレントの問題もあります

し、逆に親学がこれから必要なのではないかなというのが非常にポイントを占めているのではないかなというふうにも感じているところであります。

その 85.5%というコンマ 5 まで出されている数字です。非常に細かいところまで出たなと思います。ただ、アンケートの結果だけではなかなか難しい。アンケートの回収率でさえもこういう低い回収率です。その中でパーセンテージというのは非常に難しいと思いますので、ただ、これはあきらめてはいけないし、やはり家庭力の向上も必要だと思います。もちろん家庭教育力もそれに多分伴ってくると思いますので、ぜひその辺よろしくどうぞお願いしたいと思います。一言、よろしくどうぞお願いします。

○武者生涯学習課長

わかりました。

○森委員

本当に一言ありがとうございます。

では、次に、小学校理科支援事業なんですけれども、きのうも朝刊にでかでかと載っておりました。教育の多賀城、福祉の多賀城といわんばかりに載ってありまして、非常に評価されておりました。うれしい限りです。

こちらの 24 年度の取り組みに、まず上ですね。事務事業の改善改革計画全体計画で、この中で市内全ての小学校に理科支援員が配置されることとなりますというふうなことでありました。25 年度ですね。下に 24 年度の取り組みとしては、「理科支援員（理科の教員免許を有する者）1 名配置」というふうになっております。新聞の中では、有識者、企業の役員だったかな、経営者だったかな、で重要な位置、それなりの立場にある者というふうにも書いてあったと思うんですが、この辺は規制が拡大されたのかどうなのかというふうなことを確認したいと思います。

○麻生川学校教育課長

済みません。こちらの書き方がよろしくなかったということで、理科の教員免許を有する者、教員免許を持つということが原則なんですけれども、持つ者またはそれと同等の者というような形の規定がございまして、ソニーのほうで長年やっていらっしゃいまして、あと社会教育のほうでも御活躍だったということで準ずる者という扱いで配置させていただいております。

○森委員

民間の力でお手伝いしていただける方はどんどんお手伝いしていただいて、現学、現実の実学ですか、実学の近いような形で学んでいただければ本当におもしろくなるんだろうなというふうに思います。

では、次に、済みません。フライングと誤解されたところでございますが、ごみ減量分別促進事業でございます。つかぬことを伺いたいんですが、ペットボトルのごみの出し方ですが、そのまま出していいんでしょうか。それとも、つぶして出すのでしょうか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

ペットボトルにつきましては資源物でございますので、中を洗っていただいでつぶして捨てていただくのが正しい捨て方ということでございます。

○森委員

実は、これ区長さんが今巡回されている方と大げんかをしたというふうなことがあります。前はペットボトルは洗ってそのまま出して構わなかったというふうなことであります。いつから変わったんだというのですったもんだの大げんかをされたそうです。その辺、多分前はそうだったのかもしれませんが、途中で変わったのかもしれませんが、その辺のところはどうなのでしょう。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

私もかなり前のことはちょっと存じ上げない部分もあるんですが、確かにつぶさないで捨てるというふうなことがあったことは聞いたことがございます。ただ、そういうことでの今争いが生じたということであれば、我々の周知不足でもございますので、なお捨て方についてもっと皆さんにお知らせするような努力をしてみたいと思います。

○森委員

多分現場で非常に迷いが出ていると思います。些細な問題ですけれども大きな問題だと思いますので、ぜひ周知のほうをよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○戸津川委員

336 ページ、市民プールの復旧が終わりまして、今使えるようになってたくさんの方が利用していると思うんですけれども、改修している間に私のところに寄せられたこういう御意見がございました。いつ始まるんだろうね、心待ちに待っているんだと、介護予防といいますが、寝たきりにならないようにとか、運動しないと体が衰えるからとか、そういうことで高齢者の人たちが意外に待っていらっしやったということがありました。そこでお聞きしたいんですけれども、高齢者の方の利用率といいますが、全体の中では何割ぐらいの方が高齢者が使っていらっしやるのでしょうか。利用状況をお願いします。

○武者生涯学習課長

残念ながら、全体の中での高齢者と言われる方の利用率はつかんでおりません。

○戸津川委員

私のところに寄せられたそのような意見もありますし、課長自身もそのプールで運動することが介護予防という視点で捉えても有意義であるという御認識はおありでしょうか。

○武者生涯学習課長

はい。大変でございます。

○戸津川委員

そうでありますと、同時に寄せられる御意見といたしましては、高齢のいわゆる年金暮らしの方々が高齢者にとって特典、いわゆる何歳以上の方はこういう利用しやすい制度がありますよとか、「そういうものがないんだよね」とこういう御意見でございます。他の民間のプールではそういうものがあるようでございまして、だから市民プールでも高齢者にとっ

て通い詰めれば詰めるほどいいんだけど、やはりチケットを買っても500円ですかね、チケットを買っても連続のチケットを買っても500円だということで、先ほども500円の値打ちの話をしましたけれども、高齢者にとってもう500円というのは大変高価なものなんです。私はせめて何百円とは言いませんけれども、私が「300円ぐらいにすればどうですかね」と言ったら、「そうだね」というお話をいただきましたけれども、何かしらその高齢者がもっと使いやすくなるような施策をぜひ検討していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○武者生涯学習課長

料金上のサービスについては、今私どもだけでその検討をする問題ではないので、それはちょっとまた置いておいて、市民プール自体が多賀城市のサービスとしてこの地に高齢者も対象にした事業を展開していくということだけでは、ほかの市町村に比べたら市民サービスは十分果たしているのかなという気がします。あともう一つは、高齢者向けのその事業につきましても、かなりいろんなメニューは用意しております。はつらつ教室等、泳ぐだけじゃなくて水の中に入って足をつけて運動するというようなこともあります。その500円の高いか安いかというのは、私がちょっと今判断するものではないんですけども、基本的には健康というのはただではないというようなこともございますし、ある程度の健康に対して投資をするということだって、今の社会の中では十分皆さん承知のことだというふうには思います。以上です。

○戸津川委員

すぐにお答えがなくても、やはり庁全体といたしましてはそういうほかの課とも連携をしながら、何かそういうことはできないかということで検討してみてください。これはもういいです、返事は。

次に行きます。321ページから322ページにかけて、就学援助の問題で質問をさせていただきます。

昨年3回だったと思いますけれども、就学援助のことで一般質問をさせていただいたときに、懸念されることはその生活保護が基準が下げられるという改悪されることに伴って、就学援助もさらに厳しくなるのではないかとということを質問いたしました。そのときには連動しないようになると思うという教育長から御返答いただいたんですけども、この8月から現に生活保護はそのように削られています、保護費が。それに伴って就学援助のほうにそれが連動する動きはなかったのかどうか、まず1点お伺いいたします。

○麻生川学校教育課長

こちらのほうの就学援助のほうにつきましては、独自の基準を持っているわけですが、これが国のほうの特別支援教育就学奨励費というものがございまして、そちらのほうの基準を使わせていただいています。こちらのほうには影響が及ばないということとで及んでおりませんので、ことし就学援助のほうにその影響は及んでおりません。

○戸津川委員

そうしますと、その質問のときにもう一つ、今多賀城市のその就学援助の要綱に、受給資格についての質問もしたんですけども、そのときにその収入額が保護基準額の 1.0 倍未満となっているという質問をさせていただいたときに、それはちょっとわかりにくいのでその文言についても検討させてもらうという御返事をいただいているんですが、その文言についてはどうなつたでしょうか。

○麻生川学校教育課長

窓口で非常にわかりづらいというお話がございまして、例えばなんですけれども、親御さんと中学生の 2 人の家族であると、大体所得額が 170 万円ぐらいですというような表をちょっと作りまして、このような基準、ただ、それが正確ではないので実際にはきちんとしたものをやらないといけないのですけれども、大体のこのような目安ですというような表をつくってございます。

○戸津川委員

そういう具体的な数字を示しているということで、まだこの文言そのものの改正といえますか、ここには手をつけていないということでしょうか。

○麻生川学校教育課長

大もとの基準につきましてはそのままでございます。

○戸津川委員

これは要綱という大変重要なものでございますので、慎重な審議が要るかと思えますけれども、よりその実際にやっているものに近いような要綱に変えていただきますように、これは要望にしておきます。

次に、これも一般質問のときに取り上げさせていただいたんですが、学校に保護者が直接申し込みをされるような制度にしてもらえないかという要望もしました。そのときには、教育長から「いや、学校現場にこれ以上の負担をかけたくないんだ」というそういう御返事をいただきまして、私も全くその学校に負担をかけるような制度になってはいけないということは同じ気持ちでございます。近隣の塩竈市のほうに私行ってちょっと調査してまいりましたら、塩竈市もやはり学校を通して保護者が申し込めるようになっているんですけれども、「一切学校には迷惑はかかっていません」というこれは役所の係の方の言葉でございましたし、それから実際の塩竈市で教職員をなさっている方にお聞きしましても、「いや、そんなことは全然私たちは負担にはなっていないよ」と、しかし私が聞いたのは教職員で事務の先生ではありませんでしたので教師だったので、そういうギャップはあるかと思えますけれども、今窓口で受付をしているという市町村がこの前も言いましたがもう 29 市町村に及んでいるんですね。大半はもう保護者が学校に持っていけば、その書類をとって校長先生が所見を書いて、それがずっと教育委員会に上がってくるというそういうシステムをとっている市が多いようでございます。私はやはり申請しやすいということが一番大事だと思うんです。そして、その中身も保護者の方によりわかりやすくしていただくためには、やはり学校にまずそういう書類を置いていただくと。それだけでもできませんかということ

お願いもしていたわけなんですけれども、その辺はどのように進んでいるでしょうか。

○麻生川学校教育課長

何回か御質問をいただいていたことだと思っておりますけれども、やはり現在の状況で多賀城で学校に窓口を持っていった場合には、まずこれは多分学校の事務官のほうで処理をするという形になりますけれども、学校の事務官 1 人しかおりませんので、その業務量はやはりちょっと過重になるだろうと。特に、これは認定になるのだろうかというような御相談を窓口は受けるという形になると思うのですけれども、そのところで基準とのかかわりのやりとりをすることになると、事務官のほうの負担が大きいのではなかろうかということが 1 つです。それから、2 つ目に、そうなりますとそこでの話と今度教育委員会に上がってきたときの話とがきちんと合わなくてはいけなくなりますので、窓口が 2 つあるような形になって、そこでもし間違いがあったりすると、また改めて教育委員会に出向いていただかなくてはならないというようなことが起こり得るのではないかというふうな懸念がございます。現在のところ窓口は教育委員会という形で御理解いただきたいと思っております。

○戸津川委員

負担をかけないという気持ちは本当に全く私も同じなんです、せめてその要綱といいますが、これぐらいの収入だったら認定になりますよというような書類を学校の事務室なりに置いておいていただくという件はどうでしょうか。

○麻生川学校教育課長

就学援助の周知という部分で、そこを窓口ということではなくて、このような形で援助をすることができますという形の周知文のような形、先ほどの文をわかりやすいような形で置いておくということについては、こちらのほうで検討して前向きに考えていきたいというふうに思います。

○戸津川委員

よろしくお願いします。

最後ですが、310 ページです。

先ほどからいろんな方が質問をされているので、課長のお考えはわかったので私も安心しましたけれども、学力向上パワーアップ事業というのが出てからこの方 2 年間あったということですが、やはりその学力向上、学力向上ということが盛んに叫ばれ、そのことが学力イコール点数といいますか、数字というふうなことに置きかえられるという概念がもう一般的になってしましまして、私はそのことにちょっと疑念を持っておりました。やはり学校の根幹というのは、もちろん点数は下がるより上がったほうがいいには決まっているんですけれども、それだけでははかり切れないやはり人間を育てるという大きな事業だと思うんです。

そういうときに、平均点とか点数とかそういうものが先に前面に出てしましますと、一人一人の子供のよさをどうやって引き出していくとか、そういう観点が薄らいでしまうとい

うことがございます。平均点という考え方は言うまでもないですけれども、その平均点を出すときの分母になったものの中で半分は平均点より上だけれども、半分はその平均点より下になるというのがこれは平均点の考えでございますので、私はここに意図のところに全国学力学習状況調査の正答率が全国平均を上回っているということを、その意図として掲げるということはどうなのかなと。もし掲げるのであれば、先ほど課長が言ったように、意欲的に子供たちが学習に取り組んでいますとか、そういう文言であるほうがなお現場には負担にならないというふうに思います。

全国学力学習状況調査の点数の結果によって本当に先生たちは戦々恐々といいますが、この学校では何の科目はよかったけれども何の科目が悪かったなどという、その科目の先生が本当に肩身の狭い思いをなさるとか、そういう一部弊害とは申しませんが、そういう効果、効果ではないですね。悪影響も私はあるかと思えます。毎年、毎年問題も違いますし、受ける生徒も違います。であれば、平均点より上回ることもあれば、平均点より下がることもあってこれはしかるべきだろうというふうに思います。そして、決して私は全国的に見て大した変化はないと思えますので、その点でよろしくこの文言について私はちょっとどうかと思うんですけども、課長の思いというのは。

○麻生川学校教育課長

先ほども少し申し上げて、申し上げてから自分たちで書いたものなのだと思います、私自身が反省をしているところなんですけれども、この学力向上パワーアップ事業の事業内容からして、この意図とそれから成果指標、多賀城スコーレの開設と家庭教育講演会などのことによってこの成果を求めるといって、もう一度やはり検討した上で書き直す必要があったんだろうなというふうに自分自身反省しております。この文言につきましては、やはりふさわしい形に書けばよかったんだなというふうに考えているところでした。

○根本委員長

ほかに質疑ございませんか。

雨森委員。

○雨森委員

資料 7-2 で 341 ページ、よろしいかな。

特別史跡多賀城跡復元整備事業計画についてお尋ねいたします。

これは 23 年度に多賀城市歴史的風致維持向上計画策定ということでございまして、これは 3 月 11 日東日本大震災発生する以前に計画策定されたものかどうか、ちょっとまずそこからお尋ねします。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

そのとおりでございます。

○雨森委員

なぜこういうことをお尋ねするかと言いますと、東日本大震災、千年に一度来る……、いいですか。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

今のお尋ねは、歴史的風致維持向上計画が震災の前か後かというお尋ね……。

○雨森委員

いやいや、そこから始まるんですけども。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

済みません。23年の11月の策定ですので、認定は12月ですけども、震災後ということになります。大変に失礼しました。

○雨森委員

いいですね。はい。24年度、27年度において実施計画再検討、結局24年から27年度において、この実施設計再検討ということで計画されているんですけども、こういう大震災というものを体験しまして、これ延期するというようなお考えはありませんか。ということは、復興10年、復旧・復興10年ですね。このことを踏まえながら、この震災10年というのは平成33年なんですね。だから、私が申し上げたいのは、これは10年かけて多賀城市らしい復旧・復興ということでやはり国の政策からもいろんな復興基金というものを宮城県、国からどんどんお金をいただいて、そしてそれにかかっているのに、政庁外郭南門をするんだということは、ちょっと私理解しにくいと思うんですけども、どうですか。

○加藤文化財課長

済みません。今の御質問の趣旨がちょっとわからなかったので、もう一度お願いしてよろしいでしょうか。申しわけございません。

○雨森委員

結局、大きな震災があったと。10年かけて多賀城市はとにかく10年後のその復旧・復興の計画を立てて一生懸命もとの多賀城に戻ろうという努力をしている中で、この南門を計画していくということが、本当に正解かどうかということなんです。見直されるというような考えもないのか、あくまでもこの計画でどんどん進んでいくのかということなんですけれども。

○加藤文化財課長

ありがとうございました。今御質問の趣旨はこの復元整備事業の事務事業評価に載っている事務事業の改善改革経過、全体計画の中で23年に歴まち計画をつくって36年度までに供用開始するという時期が適切なのかという御質問だと思います。それで、担当課といたしましては前回も委員からはそういった趣旨の御質問をいただいたかと思うんですが、私どもとしてはできればこの平成36年度までに供用開始できるように少しずつでも進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○雨森委員

ということは、計画は計画で例えば多少ずれるということもあるんじゃないかなというその含みのお答えではなからうかなと私は勝手に理解したんですが、この風致維持というのはどういう意味を、風致とは自然や環境を保護するんだと、自然環境ですね。その自然

の環境という、私、今多賀城の政庁跡って非常に自然の環境あると思うんですね。それを維持するために外郭南門を生むということのつながり、ちょっと私はそれ理解しにくいんですけども、お答えできますか。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

歴史的風致は自然に限らず、例えば歴史ですとか、あるいは風土、あるいはその人々の生活、そういったものを含めての歴史的風致ということになっていますので、その計画の中に復元があるのは決して不整合ではないというふうに我々は理解しております。

○雨森委員

そのように理解されているということで、それはそれで結構でございますけれども、私は少なくとも震災後 10 年はあくまでもそれに集中して、そしてまず多賀城を復興するんだという意気込みでしないと、もうそちらのほうにも 3 分の 1 ぐらいとか、10 億ぐらいのお金がそちらにも充てられているようなんですが、ちょっとこれはもう事情、時が時だけに、少し延ばしますよという考えがあっても私はしかるべきじゃないかと思うんですけども、副市長、どうですか、お考え。

○鈴木副市長

雨森委員の御意見のとおり、今復旧に立ち向かっているときにそういったものが果たして適切なのかという御意見だと思いますけれども、これは計画の年次を見ていただくとおわかりになると思いますけれども、今の復興計画は 32 年までです、10 年間で。ですから、それまでに復旧期、再生期、発展期に分けております。そういうことに向けて、我々その災害の復旧だけでいいのか、その後の多賀城のあり方はどうなのか。それも今から準備するのはする。そういうことで進めていく必要もあろうと思います。ですから、少なくとも復旧をそちらに脇に置いておいてそういうことをやるということではなくて、復旧・復興計画、その後のあり方として考えていこうという考えでございます。

それから、この委員の中でもいろいろ御意見あると思いますけれども、多賀城創建 1,300 年というのもちょうど平成 36 年だったと思いますけれども、そのころにやってまいりますので、ある意味では多賀城の独自性、存在意義、そういったものを含めてアピールする材料になればというふうに今現在考えておるところでございます。

○雨森委員

おっしゃることはわからないわけではありません。よくわかるんですが、私はやはりこのみんな復元するということは、多賀城が永久的にそれを管理しなくちゃいけないわけですね。それで、例えば奈良、あるいはまた太宰府におきまして、奈良市はもう既に古都、古い都でございますから古都は京都なんですけれどもね。1,300 年の歴史云々ということがありまして、とにかく観光におきまして復元しましてもそういったもので経済効果はもうほとんどないということで、太宰府も自然の環境を守っていくんだという方針を立てているようでございますね。これはお耳に入っていると思います。だから、多賀城において、それが観光に何か寄与するとかいうことは別において、多賀城に何も来ないから来ていただく方

が見ていただくと。経済効果は別だというようなお考えで進めていかれるのか、それを一度お尋ねします。

○鈴木副市長

多賀城の南門の復元がいわゆる観光の目玉、人を寄せるための施設かどうかということと、それから多賀城の史跡が特別史跡ということがあって、その史跡を守り保存し、あるいは広くみんなに知らしめるというのも我々の一つの役目であろうと覚悟しているところがございます。今雨森委員がおっしゃられたように、大変な大金をかけてつくっても、その後にはいたずらをされたり、何かそういうことが出てきたのではこれは大変だというのは私も同感でございます。ですから、そういうことをやる際には、維持管理上どういった問題が出るのか、あるいはそういったことが軽減される方策はどのようなのか、それらもつくる段階で、つくればよいというものじゃないので、そういったものを含めていろいろ検討を進めていきたいというふうに思います。

○雨森委員

水かけ論になりますので、今のを終わらせることにします。

それで、その風致で国からも認定されましたですね。そうしますと、仮にこの事業に当たりまして、国の補助率というのはどれぐらいのものなのか、ちょっとお聞きしたいです。

○加藤文化財課長

復元事業につきましては、これは文化庁の補助がありまして、通常ベースで考えれば2分の1となろうかと思えます。

○雨森委員

今2分の1という答えでございまして、ではどれぐらいの想定金額、例えば10億とか、想定どのぐらい、以前説明を受けましたかな。再度ちょっとそれだけ確認させてください。

○加藤文化財課長

今、実は復元のほうにつきましては昨年度もお話し申し上げたかと思うんですけども、新たな検討委員会議を開催いたしまして、復元する建物については検討中ではございまして、その建物がどのぐらいかかるかというのについてはまだちょっとお示しできない状況ではございます。しかしながら、前回、平成6年度に一度復元建物の実施設計を行っております。そのときの想定額ではおよそ10億というふうに見込んでございます。（「結構です」の声あり）

○深谷委員

直接ここで言えるところは文化センターの管理事業のところになるんですけども、従来文化センターの大ホールに関しては、震災があって、あれからメンテナンスしてというところであったんですけども、利用者の方々、私もそうですけども、大ホールのほうは5本の指に入る音響の設備ですばらしいホールだというふうに市長も私も議会の皆さんも承知している、職員の皆さんも言い続けているというふうだと思うんですけども、今あそこで震災後に大ホールを使った演者の方々が、大体の方々が口をそろえて私の聞いたお話ですと、

前回の震災前とは全く違うと。

その響きのなものをきちんと一度検証していただいて、あそこは風、温度、それから室内にどれくらい入っているか、さまざまなものを考慮して上の音響板が動いて音の流れを調整する仕組みになっているはず。その仕組み自体がきちんと稼働していても、例えばちょっとひずみがあったり、壁の揺れであったり、さまざまところで変わるようなところがあるのかもしれませんが。本当にその演奏するプロの方々、耳のいい方々が、あのホールの音について疑問を感じているというふうなことが多々、いろんな方からお伺いされますので、音響の検査というのか、僕もちょっとその辺は専門分野じゃないのでわからないんですけども、多分つくるときにはこういう音の流れができるということでもいいホールだというホールがつくれるということは、その逆バージョンで検証もできるんじゃないかなというふうに思うので、ぜひこれは多分文化センターの指定管理者のほうにお願いするという話ではなかなかちょっと難しいのかなというふうに思うので、5本の指に入るすばらしいホールを維持するために、そういった検証も必要ではないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○武者生涯学習課長

文化センターは震災で音響反射板が大ホールのあれが舞台に落ちてきたと。その舞台が一部舞台床をすっかり張りかえないとだめなような工事になってしまった。

あともう一つは、その落ちてきた音響反射板が相当コンクリートでできた大きいすごく重いやつで、それを同じものをつけるのがなかなか大変だということで、一部材質も変えております。そういう形で基本的に一番響く場所というのが微妙にずれているというようなものも、この間郷古廉君がバイオリンコンサートしたときに、ちょうど彼もあそこのホールを何回も使っていますので、それでちょっと練習したときに「あれっ」と、「響きがいつものところと違いますね」と、その立ち位置が違うんですね。それをちょっと50センチくらい移動すると、「あ、ここだったら大丈夫」というような多少微妙にずれているんだと思いますし、あと全体のものについては、私もちょっと聞いた感じでそんなに違うかなというのは私素人なのでわからないので、多少の検証で簡単なところから、これは多賀城市が誇る文化センターですから、その辺は前向きに考えていきたいと思います。

○深谷委員

ぜひそのように市長も前向きに、5本の指に入るホールだというふうに全国で豪語できるようにするためにはやらなきゃいけないというふうに思いますので、生涯学習課長もやっていただけるということでしたので、ぜひよろしく願いいたします。

○根本委員長

あとどのぐらい質疑をされる方おりますか。

では、竹谷委員。

○竹谷委員

もう、すぐ終わりますから。

埋蔵文化財発掘調査の関係。（「何ページですか」の声あり）340ページ。

24年度においては発掘調査そのものは31件あったということですが、これは震災との関係で相当敏速にやられたと思いますが、ここで検討していただきたい。多賀城の埋蔵文化財の調査は、基本的にどこにするのか。どこの年代にポイントを絞るのか。私はきちっと整理をしたほうがよろしいのではないのかと。なぜならば、江戸時代から原始時代まで全部やるということになると、大変な事業であると思っております。今度の津波によって、高台を求めいろいろな方々が多いわけです。そうしますと、市役所からこちら側、西部側、こちらが求める位置になってきます。そこが全部大体文化財の包蔵地区であります。ですので、多賀城の政庁跡、政庁があった年代を中心としてやるという基本方針があれば、試掘した段階でここはそういう地帯か地帯でないかとわかります。そうしますと、本掘までいなくて試掘で終わっちゃうということになりますので、土地利用が敏速に進めていくことができるし、地主さんいろいろな面での土地活用に大いにプラスになっていくのではないかと思いますので、その辺について検討していただけないでしょうか。

○加藤文化財課長

埋蔵文化財の研究調査事業、資料では復興交付金のほうが載っております。それで、御質問の趣旨は被災者の生活再建のためというふうに捉えたわけですが、前にもお答え申し上げているかと思うんですけども、埋蔵文化財の研究調査事業におきまして、被災されて住宅再建のための発掘調査を行う場合につきましては軽減措置がございます。それで、時代をどこに特定にということではなくて、通常本発掘調査になるものにつきましても、その軽減措置によりまして第1面だけの確認調査で終わらせるというような国からのもう既にそういったものが発出されておきまして、たしか2年前のこの議会の中でもお話し申し上げたかと思っております。そういった軽減措置がございますので、通常であれば全掘すれば個人住宅でも1カ月半ぐらいかかるところが大体2週間ぐらいで終わらせているという状況でございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○竹谷委員

その内容、少なくとも多賀城全体に理解を進める活動をしておりますか。

○加藤文化財課長

これは実は竹谷委員からのその御質問をいただいた際に、まだその辺の周知をされておりませんでしたので、早速その2年前に周知を行い、それからあと通常埋蔵文化財調査センターには事業者の方がいろいろ調査にいただくものですから、その際にもお話し申し上げているところでございます。

○竹谷委員

行かなければそれはわからないという状況にあると思うんです。ですから、包蔵地区の方々にはここはこういうことで早急にできるよということをきちっと私はしておかなければいけないのではないかと考えていたもので、そして今回だけでなく、これからもずっとそういうことが続けられるのかどうか。ここ5年間はそうだけれども、5年後はまたもとへ戻る

んだという発想ではないかと思うんですけれども、今回は緊急だからそうだと。それを過ぎればもうまたもとへ戻すんだという意向ではないかと思うんですけれども、いかがでしょう。

○加藤文化財課長

市のホームページのほうにも被災者に対する支援というところがございます。そこでも今言った埋蔵文化財にかかわる軽減措置というか、そういったものを載せてございますので、皆さんがごらんいただけるような状況になっているのではないかというふうに思っています。

それから、2点目の部分で、ここ5年間というお話のところでございますが、やはり被災に伴って生活再建をされる方という部分は、なかなかこの表にあらわれているとおり思ったほど発掘調査の件数が伸びていないという現状がございます。それだけになかなかまだ生活再建に至っていない部分があるのかなというふうに考えておりますので、こういった被災を受けた生活再建の方々につきましては、私どものほうからもまだそういった措置を継続していただくような形でまた国のほうにもお願いしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○竹谷委員

それでは、余り経費のかからない方法をやはりきちっとして、長続きさせていただきたい。そういうふうにしなないと、多賀城の優良地がなかなか優良宅地になっていかないという問題がありますので。はっきり言って、10万で買える土地が試掘やって本掘になれば坪3万円ぐらいオーバーしなければいけないというような状況でございますので、それがなくなるだけでも相当違うのではないかというふうに思いますので、ひとつ長くやっていただくようお願いをしたいと。それはお願いします。

それから、さきの雨森委員の南門の問題、副市長の答弁、理解はします。1,300年ということも理解します。しかし、私は委員会を開いていろいろやっているようですけれども、周辺整備が先じゃないかと。政庁大路がどうなっている。政庁大路の整備を先にやって、その中で南門というものを検討していかなきゃおかしいんじゃないのかと、常思っております。政庁大路の一番の難題は、JRの東北本線のアンダーパスが一番の問題です。これをクリアしなければ、本当の政庁大路にならない。検討委員会ではそれも含めて、私はただ南門をつくるための検討じゃなく、南門に附随するいろいろなことを含めて検討委員会で私は議論していくべきじゃないのかと。そうでなければ一体感が生まれてこない。南門というのは少なくともその一体感があって初めて観光にも寄与するでしょうし、多賀城のシンボルとしてなっていくだろうというふうに思います。そういう観点で物事を進めていくことが私は大事だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○加藤文化財課長

最初、では文化財側のだけやりたいと……。はい。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

おっしゃるとおり、政庁大路線は城南地区で一部つくってそれよりも南側については今の中央公園の事業認可の区域については復元整備の政庁大路の整備を予定しております。その北側ですね。玉川岩切線の北側については、現段階でその中央公園での整備の予定はしておりませんが、全体を含めてその歴まち計画に位置づけておりますので、トータルの整備をしてまいりたいということになります。

ただし、JR線のその横断、これは都市計画決定上は地下アンダーパスの計画になっておりますけれども、これは相当な事業費と期間を要すると思いますので、この分については現段階ではまだ検討をしていないと、こういう状況でございます。

○竹谷委員

都市計画どおりに決定をして整備をしたと。そのときにアンダーパスをするという約束の中でやったわけで、その土地も区画整理は確保してあるはずですよ。ですから、それを優先しないで、それはさておいて、南門だけやっていくんだというのは私はおかしい。少なくとも土地区画整理組合と約束したことをまず守ってアンダーパスをして、その通行が可能になって、そして本当に政庁跡につながる南門、今はハギですか、植えているので、やっているでしょう。あそこをきれいに整備してそこに南門があるならまだしもロケーションとして考えられますけれども、その整備をしないまま南門だけつくろうやといくと、私はナンセンスだと。一体のロケーションをきちんと考えて事業を進めていくべきだと。これはいいです。回答はいいですから。私はそういう思いですので、これからも南門問題についてはそれを絡めていろいろと意見を申し上げますし、皆さん方の考え方もお聞きしていきたいというふうに思いますので、ぜひ検討委員会があるようですので、検討委員会の中でもそういう点も含めてどうなのかということを考え合わせながら進めていっていただきたいと。結果的に南門が復元をしようという検討委員会で決定をした。だけれども、我々に対してそういうものを言われてつくらないと、つくれないとなったら、検討委員会が何をしたのかという問題になりますので、それらを含めて検討をしていただきたいということを私は強くお願いをしておきたいと思います。答弁は要りません。

○根本委員長

以上で政策3から政策4までの質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○根本委員長

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日9月19日は午前10時から特別委員会を開きます。

本日は御苦労さまでした。

午後3時44分 延会

決算特別委員会

委員長 根本 朝栄